

令和5年第1回

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 28 日 )  
( 第 5 号 )

第5号  
2月28日



令和5年第1回

# 三重県議会定例会会議録

## 第5号

○令和5年2月28日（火曜日）

---

### 議事日程（第5号）

令和5年2月28日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第3号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第3号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美

9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	道明
20	番	山本	里香
21	番	稻森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稻垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	村林	聡人
30	番	小林	正富
31	番	服部	孝男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広

37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	長 江 正
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

代表監査委員	伊藤 隆
監査委員事務局長	紀平 益美
人事委員会委員	中村 佳子
人事委員会事務局長	天野 圭子
選挙管理委員会委員	田中 利佳
労働委員会事務局長	中西 秀行

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る2月21日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第3号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

**予算決算常任委員会審査報告書**

議案番号	件 名
3	令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年2月24日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

---

## 質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。42番 中嶋年規議員。

〔42番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○42番（中嶋年規） 志摩市選挙区選出、自由民主党の中嶋年規でございます。

2月6日、トルコ・シリア国境付近で発生しました大地震から3週間がたちました。5万人を超える犠牲者が出たということの報道がございます。亡くなられた方々へ御冥福をお祈りするとともに、1日も早い復興を願うところであります。三重県議会といたしましても、前野議長、藤田副議長のお取り計らいによりまして義援金を早速送っていただいたわけでありますけれども、我々がやれることは本当に限られていますが、本当に1日も早い復旧・復興を期待するところでございます。

私は今回、一見知事が就任されてから2回目の質問となります。

1度目は令和3年12月ということで、まだ、なつてすぐの頃で、いわゆるハネムーン期間でございましたので、比較的マイルドな質問をさせていただいたわけでありますが、本日は少しピリ辛なコメントも含めて、させていただきたいと思っておりますけれども、多分、私の後に控えていらっしゃる奥野英介議員のほうが、辛口あるいは激辛なコメントがあるかもしれませんので、その予行練習ということでお許しいただければと思います。

それでは、発言通告に従いまして質問させていただきます。

一つ目が、GX時代における産業用大麻の振興をというタイトルにさせていただきました。

産業用大麻、大麻といいますと、すぐ皆様、マリファナと勘違いされる方



が多うございます。マリファナは大麻の中でも向精神作用のある麻薬成分が多く含まれるものでありまして、本日は、3番目の喜田議員のほうから、その麻薬の関係も含めた質問をしていただけると聞いておるところでございます。

今回、私が取り上げますのは、麻薬成分がほとんどなく、薬物として乱用される心配や危険性がないヘンプと呼ばれる大麻であります。

令和4年9月28日の県議会的一般質問におきまして、草莽の谷川孝栄議員が、こうしたヘンプ栽培に係る三重県大麻取扱者指導要領の緩和について質問いたしました。この質問を受けまして、県では、現在進んでおります大麻取締法の改正時期を待たずに、栽培要件の緩和を決断されました。このことは大変評価するところであります。

今回は、グリーントランスフォーメーション時代における産業用大麻の振興の観点から質問をさせていただきます。

国では、令和5年2月10日に、GX実現に向けた基本方針を閣議決定いたしました。そして、今国会に関連法案が提出されております。その取組内容の中心は、CO<sub>2</sub>、二酸化炭素排出量の削減の取組でありまして、大気中の二酸化炭素の吸収・固定化、ネガティブエミッションと申し上げますけれども、この吸収・固定化の議論が不足しているとの指摘がありまして、2月21日の国会、衆議院予算委員会第七分科会でも取り上げられたところであります。

EUにおける研究によりますと、5か月で3メートルも成長する大麻のCO<sub>2</sub>削減効果は、1ヘクタール当たり9トンから15トン、これは森林において最もCO<sub>2</sub>を吸収・固定化する幼齢林1ヘクタール相当との国会答弁もなされたところです。

今後、カーボンプライシングの制度導入も国際的に進む中、産業用大麻が生み出す価値は、製品としての麻以上のものが期待されております。

本県では、県の厳格な検査を経たTHCといわれる向精神作用のある麻薬成分がほとんどない神事用の大麻、先ほど申しましたヘンプが知事の許可の

下、栽培され、その普及が図られております。

大麻は獣害もなく、連作障害はあるものの、例えば小豆やソバなどとの輪作による休耕農地の活用策としての期待も高まっております。加えて、綿花と異なり、無農薬で栽培される大麻は、環境負荷が低いという特性がございます。

産業用大麻は、その繊維を綿花の代替として衣服に使用するほか、グリーントランスフォーメーション時代を見据え、車体の軽量化を図るための素材として、ロータスやポルシェが取り組んでおりますカーボンファイバーに代わるヘンプファイバーとしての利用であったりだとか、コンクリートの代替素材として、パリオリンピックで公共施設建築物に利用されるヘンプクリートと呼ばれる壁材としての利用、ロックウールやポリエステルに代わる住宅や建築物の断熱材としての利用など、既に国際的には様々な分野で産業用大麻製品が実用化されております。

さらに、今後は、航空燃料、蓄電池素材、バイオコークスとしての活用も実証、研究段階にあります。

UNCTAD、国際貿易開発会議の試算によりますと、産業用大麻の市場規模は、2020年の47億ドルから2027年には146億ドルへ3倍になるとの見込みもございます。

このように、グリーントランスフォーメーション時代における産業用大麻の将来性と可能性は非常に高く、新たな産業育成の観点から、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの取組にもふさわしいものと考えられます。

本県におきましては、伊勢麻振興協会などが神事用の大麻栽培に取り組み、新たな産業用大麻としての可能性を模索していただいています。加えて、三重大学において、神事・産業用大麻研究プロジェクトがスタートしております。さらに、もともと麻の聖地であったと言われる明和町では、産学官連携のプロジェクト、大麻でグリーントランスフォーメーション宣言が本年3月からスタートすると聞いております。

そこでお伺いいたしますけれども、休耕農地の活用を通じた農業振興の観

点、様々な産業分野への応用の観点から、産業用大麻の将来性と可能性をどのように評価し、国への働きかけも含め、今後どのように県として取り組んでいくべきと考えるか、お伺いしたいと思います。

また、もう1点、この産業用大麻振興の取組、特に大麻のCO<sub>2</sub>の吸収・固定化等の特性を踏まえ、**「ゼロエミッションみえ」**プロジェクトとして今後位置づけることを検討してはどうかと思いますが、お答えをお願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（更屋英洋）** 産業用大麻の振興に向けて、農業振興の観点からお答えいたします。

現在、県内で大麻栽培を行っている生産者は1件の農業法人で、そこで栽培に従事する方々は、栽培技術の習得のため、栃木県の大麻生産農家において2年間、技術的な研修を受けた後、本県に戻って就農しております。

県と町では、これまでこの方々に対し、研修中の所得確保と就農後における経営の早期安定に向け、国の青年就農給付金事業の活用などで支援してまいりました。

また、収入を拡大するため、複合経営に向けて導入した水稻の栽培に対する技術的支援に農業改良普及センターが取り組んでいるところです。

今回、三重県大麻取扱者指導要領の改正により、免許要件が大幅に緩和されたことから、現在栽培に取り組んでいる農業法人の栽培面積の拡大や新たな農家による参入が今後考えられるところです。

県では、このような場合にあっては、市町や農業委員会に働きかけ、地域における耕作放棄地など農地のあっせんを進めるほか、特に現在栽培に取り組んでいる農業法人が栽培面積を拡大する場合には、経営の安定が図られるよう、およそ5年先までの生産・販売・資金に係る営農計画の策定、経営規模や販路の拡大に向けた中小企業診断士などの専門家派遣、施設・機械の導入に向けた国の補助事業や制度融資の活用などの支援に取り組んでまいります。

また、新たに大麻栽培に参入希望のある農家から支援の要請があった場合には、円滑に栽培が始められるよう、栃木県の生産者を紹介するなど研修先の確保、新規就農者の研修段階から経営開始までの収入確保や施設機械の初期投資の軽減を図る国の新規就農者育成総合対策の活用などに取り組んでいきたいと考えています。

今後、関係する法律の改正や国の制度運用の変更が見込まれることから、その動きにも注視しつつ、市町などと連携しながら、栽培する農家の要望に丁寧に対応してまいります。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（野呂幸利）** それでは、私からは、様々な産業分野での取組について御答弁させていただきます。

現状でございますけれども、カーボンニュートラルの対応が求められる中、製品等の生産過程においてCO<sub>2</sub>の排出量が比較的少ない植物由来の素材が、国内だけではなく世界で注目をされています。

産業用に品種改良した大麻草である産業用大麻は、環境面への貢献や丈夫かつ軽量の繊維であるという素材面での利点などから注目が集まっており、主に欧州において、自動車の内装材や建築材料などの利用が拡大しております。先ほど議員からも御紹介いただきました。

一方、日本において、現在、規制緩和に向けた検討が進められているものの、産業面での活用について具体的に特にという取組は今把握していないところでございます。

また、三重県においても、産業用大麻の特段の研究は行っておらず、県内企業においても具体的な活用が進んでいる状況にはないと今のところ認識しております。

一方、産業用大麻のような植物由来の素材の活用については、繊維としての活用のほか、バイオエタノール等の燃料、バイオプラスチックなどの活用があります。

国内の自動車関連企業においては、ケナフというものを使って、植物を利

用した自動車の内装部品や強化プラスチックの開発、そういうものも実用化が進められていると聞いております。

2050年カーボンニュートラルに向けて、産業用大麻に限らず、あらゆる植物由来の素材の活用が産業界で進むことは、脱炭素化に向けたチャンスと考えております。

長期的な視野に立って、環境や社会への配慮に前向きに取り組む事業者に対して、技術開発面での支援等に積極的に取り組んでいきます。

[安井 晃戦略企画部長登壇]

**○戦略企画部長（安井 晃）** 私からは、産業用大麻のCO<sub>2</sub>吸収源としての特性に着目し、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトとして位置づけることを検討してはどうかという点について、お答えいたします。

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトでは、取組の柱の一つに、CO<sub>2</sub>吸収源対策を契機とした林業等の活性化を掲げておりまして、森林等のCO<sub>2</sub>吸収・固定機能に経済的価値を付加し、企業等が取引を行いますJークレジット制度の有効活用に向けて取り組むこととしております。

具体的には、令和5年度は、本県の森林由来のJークレジットの認証取得が進むよう、スマート機器の導入など林業関係者への支援を行いますとともに、企業のクレジット購入促進につながるような効果的な情報提供の手法などについて調査研究を行うこととしております。

産業用大麻につきましても、CO<sub>2</sub>の吸収・固定効果が高いことが認められ、そのことが、例えばJークレジットのような付加価値となり、新たなビジネスや雇用の創出につながるものであれば、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトとして位置づけ、取り組んでいくことが考えられます。

一方、産業用大麻は、様々な形でカーボンニュートラルに貢献する可能性があるとは思いますが、現時点では、県としてそのCO<sub>2</sub>吸収源としての特性に関する知見を持ち合わせていないという状況もございますし、先ほどもありましたけれども、県内における産業面での活用もまだこれからという段階であると認識しております。

このため、今後、関係部と連携しまして、産業用大麻の生産によるCO<sub>2</sub>吸収・固定効果などについて情報収集に努めるとともに、その活用に向けた企業等の動きを注視してまいります。

[42番 中嶋年規議員登壇]

○42番（中嶋年規） これまで大麻の栽培につきましては、医療保健部が規制の視点から取り組んでこられました。これは大麻取締法がそのような法体系になっているということが大きく影響しておりますが、その大麻取締法の改正の議論が進んでおいて、これまでは神事のみに許されていた低THCの大麻が産業用に広く使われる可能性が今あるという中で、これからは規制から活用への段階へ入っていく。

その中で、三重県においては、大麻取締法の改正に先んじて大麻栽培育成の緩和を進めたファーストランナーであるとは思っておりまして、今こそその優位性を発揮するべきときではないか。

今るるお話いただいた中でも、植物由来の素材活用はまさにチャンスであるという雇用経済部長のお話もありました。

世界的に見たら、この産業分野はまだブルーオーシャンの部分もあると私も思っておりまして、ぜひこそこの優位性を発揮できるようしっかりと取り組んでいくべき、今そういった方向の答弁だと思うんですけども、改めて知事のほうにそのお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 以前も議会で御答弁を申し上げましたが、規制の在り方についてですけど、低THCの大麻を規制せんとあかんのかどうかという話でございます。

たまたま当時の厚生労働省の担当局長が私の入省以来の仲間でありましたので、彼と話をし、様々な情報を得て、三重県のほうでは、国に先んじて、国会の都合もありまして法律がなかなかできていないということもありましたけど、方針は厚生労働省のほうも固まったということなので、担当部局に指示しまして、今、議員から御指摘いただいたような方向で動いていくということにしたわけでございます。

加えまして、今後も産業用の大麻の利用というのは出てくると思います。なので、先手先手で様々な対応をしていきたいと思っております。

加えて、大麻はCO<sub>2</sub>の固着度が高いという話もあります。これは、先ほど部長申し上げましたように、これから検証していかなあかんわけですが、その検証結果を踏まえて、例えば「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの中に位置づけるということとはできないか、こんな話も考えていきたいと思っているところであります。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

○42番（中嶋年規） ぜひ農業面、産業面、そしてCO<sub>2</sub>固定という観点から、産業用大麻の振興について国のファーストランナーとなって取り組んでいただくことを期待したいと思います。ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

「県民と共に創る新しい三重」実現に向けてというタイトルで、令和3年12月、初めての一見知事との一般質問のやり取りの中で、県政と県民との関係性についてお尋ねさせていただきました。

知事からは、県民の皆さんは行政サービスの客体であるとともに主体である、真の民主主義ともいべき県民参加型の県政をつくり上げていきたい、県政の推進に当たっては、県民の皆さんからの信頼が最も大事との答弁をいただいたところであります。

その答弁に基づき、強じんな美し国ビジョンみえにおきましても、「県民と共に創る新しい三重」を基本理念の一つに位置づけ、また、「県政運営にあたっての基本姿勢」にも「県民の信頼により進める県政」をうたっていると思います。

こうした県民と共に創る新しい三重の実現に向け、様々な努力をされているらっしゃるとは思います。

ただ、その前提となります県と県民、加えて、県と県議会との信頼関係に関わる懸念事項がございます。それは、県政の重要な計画策定や県政課題への判断について、期限を示しながら、幾度かその期限が守られていないこと

であります。

強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プランにおきましては、令和3年11月の全員協議会で令和4年6月に議案とするとしていたものの、令和4年6月の全員協議会で令和4年9月に議案とすると延期を表明されました。

人口減少対策元年とした令和4年度の5月に開かれた人口減少対策推進本部におきまして令和4年12月頃に策定するとされていた人口減少対策方針も来年度になる模様であります。

来年度に策定を進める三重県教育ビジョンの前提となる三重県教育施策大綱を議論する三重県総合教育会議の開催も先延ばしとなっております。

県立大学の設置に関する判断は、令和3年度に県の方向性が示される予定とし、有識者会議による報告が出され、それを基に令和4年度中に結論を出す予定が、令和5年4月以降も調査が必要と先延ばしとなりました。

個々の事情や背景が異なるため、それぞれ先延ばしとなった理由の説明を求めることはいたしません。ただ、少なくとも、県民や議会としては安易に期限を先延ばしにしているのではないかとの印象を持たざるを得ないところがございます。

そこでお伺いいたしますけれども、知事がビジョンで目指す県民と共に創る新しい三重を実現する上で、数々の重要な決定事項の期限が先延ばしになっていることの影響、県と県民、県と県議会との信頼関係に悪影響を及ぼしていないかと危惧しますけれども、知事はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか、御所見をお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御心配いただきまして、ありがとうございます。

今、議員が挙げていただいた計画など、これはいずれも今後の県政運営の基盤であったり、それから多額の県民の税金を投入することになるものであります。

当初想定しましたスケジュールより時間がかかっています。それは御指摘のとおりでありまして、これは県民のために非常に重要なものであって、県



内だけでなく国内でも有数の有識者の意見を聴きながら慎重に検討をしているもの、あるいはしていく、していかなきゃいけないのもであります。

これは、私の選挙のときの討議資料で「万機公論に決すべし」ということで県民にお約束をさせていただきました。これはある意味、衆知を集めるということですので、私ども県庁の職員だけではなく、三重県の人だけでもなく、日本の中のいろんな知識を持っておられる方に中身を議論いただいて、よりよいものを三重県民のためにつくっていくと考えております。

春秋時代の呉の国の兵法家で孫子という方がおられました。彼の言った言葉として、拙速は巧遅に勝るという言葉がございました。しかしながら、拙速というもので県民のためにものを決めていくのがいいのかどうかということがございます。

他方、せいては事を仕損じるという言葉もあります。いたずらに時間をかける必要はないと思います。ただ、いろんな人の意見を聴いて、三重県民のためによりいいものをつくっていかないかんと 생각합니다。

例えば例を挙げさせていただくと、強じんな美し国ビジョンみえとかみえ元気プランでございますけれども、これは9分野、観光とか医療とか国際情勢だとか、農林水産、教育の方々のお話を実は聴きました。当初その方々のお話を聴くことを想定していなかった、これは私どもの甘いところでございます。したがって、時間がかかっております。

例えば観光でいうと、元観光庁長官2人にお話を聴きましたし、国際情勢でいうと、内閣官房副長官補をやっておられた方のお話も聴きました。そういった有識者の方々のお話を織り込んで、三重県が発展するために、三重県民が幸せに暮らせるためにという中身をつくってきたものでございます。

例えば前知事がつくられたみえ県民力ビジョン、これも実は就任されてからつくられるまで約1年、私のときに県庁の人たちと一緒につくったビジョン・プラン、これも1年かかっております。そして、野呂知事のときにつくられた県民しあわせプラン、これも就任されてから約1年かかっています。

そういう意味では、実は私が最初に申し上げた当初の見込みが甘かったと

いうこととございます。ここは、素直におおびを申し上げなければならないと思ひます。

常任委員会などでお示ししていた時期を徒過する、これはよくないことであると思ひます。しかし、県民にとって重要なのは、その中身でもあろうと思ひております。

いずれにしても、慎重なこの検討を行うことによりまして県民にデメリットが生じているということであれば、それに早急に対応する必要があると思ひますが、今のところ、そのような情報には接していないところでございます。

ただ、接していないからといって、そのまま放置しておいていいわけではありせん。

今後は、斯界の、様々な分野の有識者の御意見を徴するための、お聞きするための期間も組み込んでスケジュールをつくって行って、想定と実行に大きな差異が出ないようにしていきたいと考えているところでございます。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

**○42番（中嶋年規）** 霞が関の文化は必ず期限を守ることという言葉を国の官僚の方からお聞きしたことがございます。

知事がおっしゃるように、知事の政治スタンスとして、広く県民の皆様に意見を聴く、内容のブラッシュアップを図るために熟考、しかも、それも県内だけではなく県外の有識者の方の御意見も聴きながらという、このスタンスは分かります。そしてまた、慎重な検討の結果、今のところデメリットは起こっていないという事実もそれはそのとおりであります。私が申し上げたいのは、私たちに、安易な決定の先延ばしになっていないですか、外部の方の意見を聴いた、それが本当にちゃんと反映されて、もっと前よりも内容がどうよくなったのかということがいま一つ見えてこない。その説明の部分も若干不足しているのではないかなということをお指摘させていただきたいと思ひます。

加えて、その外部の有識者の方の意見というのも大事だと思ひますけれど

も、それを求め過ぎることなく、もう少し職員の皆さんのことも信頼していただき、中での議論を県政の重要な課題として議論する中で反映していただくということも必要ではないかなということも思っております。

できるだけ私たちにとって本当に安易な決定の先延ばしという印象を与えないような県政運営を望みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、優しさで、3番目の公共水域の適正管理のためという質問に移らせていただきます。

志摩市から令和4年9月12日付文書で、一見知事宛てに、浜島港湾区域内等における放置廃船の処理に関する緊急要望というものが出されました。

その要望書によりますと、(パネルを示す)これが浜島港湾区域等における放置廃船の状況なんですけれども、令和4年4月には少なくとも90隻の放置廃船があり、船舶の航行障害、海洋環境への悪影響、景観の悪化、特に廃船から流出する油が海産物に付着するなどの被害が発生し、漁業への影響は甚大とのことから、放置廃船の処理に速やかに取り組むよう要望が出されております。

県の調べによりますと、令和5年2月時点で78隻の放置廃船が確認されております。

この区域は、南海トラフ大地震が発生した場合、15分から20分の間に津波が到達し、最大津波高18メートルにも達するおそれもあり、放置廃船による被害の拡大、災害復旧への妨げとなることも危惧されております。

そこでお伺ひいたしますけれども、志摩市からの要望を受けまして、浜島港湾区域内及び隣接する一般海域に放置されている廃船の処理に向け、どのように取り組んでいらっしゃるのか、お願ひいたします。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

**○県土整備部長(若尾将徳)** それでは、浜島港の放置船についての取組状況と今後の予定について御答弁いたします。

浜島港及び周辺海域の塩屋地区、迫子地区の水域には、転売や部品回収目

的で持ち込まれた船舶や所有者不明の船など、現在78隻の放置船が確認されております。

県では海上保安庁と連携して船の所有者の特定を進めており、判明した放置船の所有者への撤去等の指導に取り組んだところであります。

令和2年2月時点で96隻あったものが、令和5年2月時点では、先ほどの質問のとおり、78隻に減少しております。

ただ、まだ多数の放置船が残っており、油漏れ等による漁業被害が懸念されるため、昨年に志摩市から廃船の処理に関する要望書が出されるなど、県の対応を強く求められているところであります。

こうしたことから、浜島港及びその周辺海域における船舶の放置状態を解消し、景観保全及び公共用水域における良好な環境を確保するため、昨年12月から、志摩市、県、海上保安庁を構成員とした浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議の設置に向けた調整を進めて、2月21日に第1回会議を実施したところであります。

引き続き、港湾区域内の放置船所有者への撤去指導など必要な対策に取り組んでいくとともに、一般海域も含めた浜島港周辺における景観保全及び良好な環境の確保に向けた有効な対策について、対策会議の中で関係機関と連携して検討してまいります。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

○42番（中嶋年規） 第1回目の対策会議が2月21日に開催されたということでございまして、志摩市からの要望は9月でしたので、半年ぐらいリードタイムがあったというのはちょっと長過ぎるかなという感じはあるんですけども、ぜひこれからその対策会議での議論を進めていただき、もちろん、まずは所有者の方にしっかりと処分していただくということが大前提でありますので、取組を加速していただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の、公共水域における放置船の解消や対策を強化する条例制定をということについて、お尋ねしたいと思います。

港湾、漁港、河川といった水域においては、それぞれの所管法に基づく放

置船等への対策が行われるところであります。それ以外の公共水域における対策を講じる条例が、本県では未整備の状況にあります。

全国を見ますと、これはうちの県議会事務局の企画法務課の皆さんのお力であつて調べていただいた結果なんです、（パネルを示す）全国では15都道府県が、プレジャーボートやその他の船舶全般を対象とした船舶の放置防止に関する条例や船舶の係留保管の適正化に関する条例を定めております。

この先行事例の調査をしましたところ、（パネルを示す）大体中身はこういう中身になっていまして、港湾区域や漁港区域以外に、特に放置船があつてはならない区域を設定し、その区域に放置された船舶の所有者へ指導や警告、命令、従わない場合には氏名と違反事実の公表、是正が見られない場合には船舶の強制移動と保管、あるいは船舶の処分、災害時に船舶による避難等を妨げた者に対する罰金や、知事の警告に従わない場合や調査に協力しない場合等の過料、こうした毅然とした対応、措置を規定した条例を整備しております。

公共水域において特に放置船があつてはならない区域を指定する考え方がありますけれども、①から⑤に書いてありますように、災害時に船舶の円滑な避難、輸送等を確保するために必要な区域であつたり、災害時に放置に起因する被害が発生するおそれがある区域、放置船による悪臭等が発生し防火・防犯等の面での安全性が低下することで周辺の地域住民の良好な生活が阻害されている区域、船舶を利用した円滑な経済活動を確保することが必要と認められる区域、放置により船舶の安全な航行に支障が生じるおそれがある区域などを、これらの区域を、例えば東京都では適正化区域や重点適正化区域、埼玉県では放置防止区域、広島県では重点放置禁止区域などの名称で設定しております。

加えて、東京都では、船舶の放置の防止に関する事項や係留保管施設の整備に関する事項、その他船舶の係留保管の適正化の推進に関する重要事項、こうした内容を係留保管適正化計画として策定し、行政による徹底した放置船対策を講じております。

そこでお伺いいたしますけれども、本県におきましても、先行する他都道府県の取組を参考に、防災、生活環境保全、産業振興などの幅広い観点から、公共水域における放置船の解消や対策を強化する条例の制定に取り組むべきではないでしょうか。御所見をお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** 放置船の解消や対策を強化する条例の制定について御答弁いたします。

議員がお示ししました先ほどの15条例の中で、本県が課題としている港湾区域以外の、いわゆる一般海域まで含めた放置船、廃船に関する条例としては、いわゆるプレジャーボート条例がありまして、マリンレジャーの拡大に伴って港湾区域などに無秩序に係留されたプレジャーボートなどの係留保管の適正化のためのもので、現在把握しているところでは9都県で制定されております。

これらの条例について現在調査中ではありますが、今のところ、一般海域での放置廃船撤去の事例は確認できておりません。

引き続き、他都県の条例の効果や課題などを調査しまして、本県が課題としている一般海域も含めた放置廃船の対応に有効なのか、条例の必要性について様々な面から、他部局とも連携しながら検討したいと考えております。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

○**42番（中嶋年規）** プレジャーボートに関する条例というのは、たしか岩手県、広島県、和歌山県、高知県、千葉県などにあるんですけども、特に私が今回参考にさせていただいたのは、埼玉県であったり東京都であります。

プレジャーボート以外の船舶全般も対象にされている条例が既に施行されておる、その実効性がどこまであるのかということについては、私もまだ調査は及んでおりませんので、ぜひともこれから共に調査していきながら、三重県としてふさわしい条例の在り方ということをぜひ検討していただきたいと思ひますし、先ほど県土整備部長のほうから御答弁を賜りましたけれども、この区域を設定するときの考え方の私一番大事なのは、防災の観点かと思ひ

ています。

防災の観点や生活環境保全や産業振興という幅広い観点から考えた場合、県土整備部だけでこの条例の主管として条例を動かしていくというのはちょっと荷が重いのではないかなという気がしておりますので、最後、部長のほうからも他部局との連携ということもおっしゃっていただきましたけれども、条例制定に当たっては、広く県庁横断的に御議論いただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合が、6月16日から6月18日に志摩市を主会場として開催されることとなっております。2月22日には県庁にカウンタダウンボードが、2月24日には志摩市役所にもカウンタダウンボードが設置されました。

ちょっとこちらのチラシを御覧いただきたいんですが、（パネルを示す）この日曜日でありましたけれども、2月26日に記念イベントとして、志摩フェスタというのを志摩市観光協会主催で開いていただきました。3月4日には、開催100日前イベントとして、市内一斉清掃も予定されております。

少しずつ機運が高まりつつあるものの、次の3点の取組の現状と今後について、お伺いしたいと思います。

まず1点目は、地元食材や県産品の活用を図る取組が、伊勢志摩サミットのときと比べると力不足に感じますけれども、いかがでしょうか。

2点目は、伊勢志摩サミットの際には開催前年の11月から開催直前まで計20会場で行われた住民懇話会といった地域住民への説明の機会がまだまだ設けられていない状況であります、今後の予定をお伺いしたいと思います。

3点目は、伊勢志摩サミット開催1周年を機に平成29年5月26日にオープンした記念館サミエールの今後であります。

（パネルを示す）これはサミエールの写真でありまして、初年度は18万5662人も来館者がありまして、新型コロナウイルス感染症拡大前には、月1万人から1万9000人近い来館者を集めるなど、伊勢志摩サミットのレガ

シーを後世に伝えるとともに、県内市町のPRを行う企画展示も好評で、志摩市の新たな観光拠点としての役割も担っています。

令和4年度の来館者は、コロナ禍であった令和3年度と比べて、令和5年1月末時点で143%増、既に4万人を超えています。

このサミエールの設置期間は、広島サミット開催の令和5年度までとされておりますが、来館者数などの利用実績を踏まえて、県、志摩市、近鉄グループホールディングス株式会社の3者で検討することとされております。

そこで3点目の質問ですが、サミエールの今後について、今回の交通大臣会合の開催が決定したことも踏まえ、この交通大臣会合における取組や成果をサミエールの展示内容に加えるなどリニューアルし、設置を継続していくことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。御所見をお願いいたします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） G7三重・伊勢志摩交通大臣会合について三つの御質問をいただきましたので、順次御答弁させていただきます。

まず、地元食材、県産品の活用の取組でございますけれども、今回のG7交通大臣会合においても、様々な機会に県産品を活用していただくことでその魅力を発信するという事は、大変重要だと考えております。

そのため、県内全ての市町からの提案を取りまとめて、国土交通大臣へ県産食材や記念贈呈品への県産品の活用などをしっかり提案していく予定となっております。

また、昨年10月の斉藤国土交通大臣による現地視察のときには、海女小屋へお立ち寄りいただきまして、本県の食のすばらしさを体験いただきました。

さらに、本日2月28日には、三重テラスにおいて、海外メディアや大使館関係者を対象としたイベントを開催しております。真珠養殖や海女文化の紹介など、三重県全ての地域の魅力を発信しています。

今後とも関係部局と連携して、各国大使館職員を対象とした現地説明会や海外メディアによるプレストアなど、様々な機会を通じて積極的に働きか



けを行っていきたいと考えております。

住民説明会についてでございますが、交通大臣会合の開催に当たっては、住民の皆様にご不便をかけることもあります。こうした中、安心して地元地域を挙げてG7各国関係者を歓迎していただくためには、きめ細かな情報を提供させていただくことが重要であると考えています。

こうしたことから、4月にも、三重県警察本部や海上保安庁等との連携の下、住民説明会を開催し、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会の取組内容や会合開催に伴う住民生活への影響等について説明させていただく予定で調整を進めているところでございます。

開催まで、あと108日となりました。地域住民はもとより、県民、市町、企業、団体等の皆様の御協力、御理解の下、安全・安心なG7交通大臣会合の実現に向けて、引き続きしっかり準備を進めてまいります。

サミエールでございます。

先ほど議員からも御紹介いただきました。令和5年1月末までの5年8か月で、延べ約56万人に来館いただいております。サミエールは、本県のポテンシャルに触れていただく魅力的な場所の一つとなっております。

整備運営でございますが、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、平成29年に近鉄グループホールディングス株式会社及び志摩市と覚書を交わして、記念館の設置場所を近鉄から借り受け、伊勢志摩サミット三重県民会議が整備をし、志摩市に運営をいただいているところでございます。

覚書では、御紹介がありましたとおり、日本における次期サミットの開催のときにまた検討するとなっております。3者間で利用状況を勘案して決定することになっておりまして、来年度にその終了期間を迎えます。

先ほど写真でも御紹介いただきましたが、サミエールの展示については、ゾーン展示であるとか企画展示、ストーリー性を持たせた展示をさせていただいておりまして、例えば今回の交通大臣会合の取組を加えるには大幅なリニューアルも必要かなと考えております。

G7広島サミットの交通大臣会合が開催されることは大変価値のあること

で、会合開催の成果を三重の未来につなげていく必要があると考えております。

サミエールの今後の対応につきましては、来年度、三重県、近鉄グループホールディングス株式会社、志摩市の間で3者の意向を前提に、在り方や内容、整備・運営等の役割分担、経費負担も踏まえて協議し、判断してまいりたいと考えております。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

**○42番（中嶋年規）** まず1点目の地元食材、県産品の活用のことについては、我々のあんまり分からないところでしっかりとやっていただいているんだなという理解をさせていただきたいと思います。

もちろん伊勢志摩サミット首脳会議と規模感が違います。また、情報発信量も違うのは十分分かっているところではあるんですが、こうした取組というものを継続していくということはすごく大事だと思っていまして、継続は力なりだと思いますので、粘り強く、この県産の食材とか県産品の活用ということについては進めていただきたいなと思います。

また、住民への説明ということにつきましても、逆に、志摩市の我々としてみれば、伊勢志摩サミットのときのすごい警備体系を体感していますので、逆に肩透かしになるぐらいの雰囲気かもしれないですけども、どれぐらいの規模感なのかというところが、やはりなかなか皆さん、私も含めて分からないところがありますので、ぜひとも丁寧な説明を志摩市と共に行っていただきたいなと思います。

サミエールのことですけれども、今まさに部長がおっしゃったとおりで、今後の在り方については、経費の負担等も含め、また、どこまでリニューアルする必要があるのかとか、そういったことも含めて検討すべきことは多数あるかと思いますが、ぜひ前向きな方向での検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

防災におけるアナログとデジタルの活用ということで、御質問させていた

だきます。

公衆電話は、自然災害などが発生した際に優先的に無料でつながる、停電でも通話できるといったことから、非常用の通信手段としての活用が期待されています。

しかし、令和4年4月1日から総務省の公衆電話の設置基準が見直され、設置が義務づけられている公衆電話の数は、以前と比べ4分の1、町なかで見かける機会も減っております。

加えて、携帯電話が1人1台となった現在において、アナログ技術を用いた公衆電話の使い方を知らない世代も増えてきています。

この三重県議会ですと、一番若い石垣議員にお尋ねしましたところ、彼自身もテレホンカードの存在は知っているけれども、公衆電話を使ったことはあるかなというぎりぎり世代であります。

そこで、もしものときに備えて、公衆電話の設置場所をハザードマップに落とし込むとともに、例えば171、災害用伝言ダイヤルを公衆電話でかける実地訓練、こういったものを行ってはいかががでしょうかという提案をさせていただきます。

なお、避難所に設置が進む災害時用公衆電話がありますけれども、今回は町なかにある一般公衆電話の活用に絞ってお伺いしたいと思います。

次に、デジタル技術の活用についてお尋ねさせていただきます。

災害時において、被災地の現状を速やかに把握し、迅速な対応につなげる災害用ドローンの活用が進んでいます。

2月8日には、志摩市大王町ともやま園地におきまして、ドローンを活用した災害対応の実証事業が行われたところであります。

現在、県においても、防災対策部のみならず、各建設事務所や県警などが多くのドローンを保有し、操縦者の育成にも取り組んでいただいております。加えて、国の機関、市町、民間の建設業者もドローンを所有しております。

ドローンにも様々なスペック、種類や機能がありまして、例えば風や雨の強さ、野鳥の飛来数など周辺環境への対応力に違いがあるということを教え

ていただいたところもあります。

そこでお伺いいたしますけれども、災害発生時の被災地調査にドローンを有効に活用するため、防災対策部が中心となって様々な公的機関、民間企業が有しているドローンの配備状況を確認し、それらの活用ルールを定めて、オペレーションがスムーズに行えるよう体制整備を図ってはどうかと考えますが、御所見をよろしくお願いたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（山本英樹）** まず、防災の観点から、公衆電話のハザードマップへの表示と公衆電話の利用方法の啓発についてお答えいたします。

議員からもお話いただきましたが、大規模災害が発生しますと、通信障害、通信規制によりまして、携帯電話、一般電話がつながりにくくなることが想定されます。

一方で、公衆電話は、携帯電話や一般電話より優先的につながって、電話回線から電力が供給されるということで、停電時も影響を受けにくいという強みがございます。総務省においては、東日本大震災が発生した日の首都圏での公衆電話の利用が前日の約15倍に増加したといった調査結果も報告されておりまして、公衆電話は、大規模災害時の通信手段として大変有効であると認識してございます。

こうした中で、県では、災害時の情報伝達手段の一つである災害用伝言ダイヤル171につきまして、県民啓発用の防災ガイドブックや児童生徒の教材であります防災ノート等により周知を行うとともに、県の実動訓練におきましても、通信事業者による災害用伝言ダイヤルの体験コーナーを活用した啓発を行ってございます。

しかしながら、災害時における公衆電話の有効性や設置場所、操作方法などの啓発は行っていない状況にあります。

今後は、災害時の通信手段として公衆電話が有効であることやその使用方法について県の防災ガイドブックへ掲載するほか、その内容を様々な場面で活用がなされるよう、学校や市町に提供することで、広く県民への周知を

図っていきたいと思っております。

あわせて、令和5年度からショッピングセンター等で実施する防災イベントの場を活用しまして、新たに通信事業者と連携しながら災害時の公衆電話の使用方法について啓発を行っていきたいと考えてございます。

また、公衆電話の設置場所の表示につきましては、まず、地域の避難マップを作成する際に、実際に現地で公衆電話の位置を確認した上で避難マップへ記載を行うよう、Myまっぷラン等の取組の中で地域に促していくとともに、ハザードマップへの公衆電話設置場所の記載についても市町に働きかけてまいります。

続きまして、官民所有のドローンの災害時の有効活用についてお答えいたします。

ドローンは、狭い場所でも離発着が可能で、小回りが利くなどの特徴がありまして、災害時に立入りが困難な箇所の詳細な被害状況の確認、要救助者の捜索など、様々な場面での活用が期待されるところでございます。

近年頻発しております大規模災害や局所災害においてもドローンの活用は有効とされておりまして、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、令和3年の熱海市の土石流災害などにおいても、被災箇所の上空からの被害状況把握に活用されたところでございます。

県におきましても、災害発生後の初動時における速やかな情報収集が人命救助の観点から非常に重要であるということに鑑みまして、道路寸断等により人の立入りが困難な場所の被害状況把握をはじめ、施設の安全点検、道路啓開状況の確認など、災害時のドローンの活用を想定しておるところでございます。

現在、県全体では、各部局が施設の点検や工事施工箇所等の現場調査・写真撮影、不法投棄廃棄物の早期発見など、それぞれの用途で63台のドローンを保有しておりまして、併せて操縦者の育成も行っているところでございます。

今後、これら各部局が保有するドローンを災害時に活用するために、それ

それぞれの機種、性能、配備場所に加え、操縦者の確保状況などをまずは把握した上で、どのような場面でどの機種が活用できるかなどについて整理しまして、効果的な運用を図ってまいりたいと考えております。

また、消防や警察などの県内救助機関とも、それぞれが保有するドローンの情報を共有しまして、県災害対策本部のオペレーションの中で総合的な運用を図ってまいります。

さらに、民間企業等が所有するドローンの情報収集への活用も有効であると考えておまして、現在、4団体・企業と大規模災害時における無人航空機（ドローン）による情報収集に関する協定を締結しておまして、災害に備えているところでございます。

しかし、災害時には少しでも多くの情報が必要となるということで、次年度には、新たに、ドローンを活用しました災害対策活動への参画に意欲があり、実際に活躍いただける県内企業を募りまして、民間企業等が所有しますドローンのそれぞれの特徴に応じた災害時の活用方法やその運用ルール、体制整備などについて検討していきたいと考えてございます。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

○42番（中嶋年規） ありがとうございます。

満点の回答をいただけたかなと思っておまして、前の知事がよく言っていましたけれども、訓練していないことは本番では絶対できないという言葉から考えますと、やはり公衆電話の使い方、本当に子どもたちとか、触ったこともないという子もたくさんみえますので、どれだけ有効なものなのかということも周知していただきながら、訓練ということについてもやっていたきたいと思いますし、ドローンについても、ぜひとも横展開を広げていただきながら、もしものときに様々な情報収集の手段を持っているというのは非常に大事なことだと思いますので、その体制整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

第44回全国豊かな海づくり大会が、令和7年、41年ぶりに三重県で開催さ

れることが決定いたしました。

この大会の目的というのは、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日の我が国漁業の振興と発展を図るというものであります。

先般の東議員のほうからもお話がありましたけれども、この水産県・みへの復活に向けて、すばらしい大会となることを期待しております。

最近の各道県の開催テーマも、各道県の特色に満ちた趣向を凝らしたものとなっています。少しまとめてみました。（パネルを示す）前回の三重県の昭和59年の大会のテーマが、「子に孫に つなぐ豊かな 海づくり」ということでございまして、あと、最近のテーマは、それぞれこういう形になっておりまして、大分県が三重県の前の令和6年に開催ですけれども、これから公募により決定していくということと伺っております。

そこでお伺いいたしますけれども、令和7年、第44回全国豊かな海づくり大会開催に向け、基本構想や大会テーマ、開催場所を決めていくスケジュールはどのようになっているのでしょうか。よろしくお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、全国豊かな海づくり大会の今後のスケジュールについてお答えいたします。

県では、41年ぶりに本県で開催される第44回全国豊かな海づくり大会に向けて、沿海市町や関係団体の皆さんと連携しながら、準備を進めていくこととしております。

大会の開催に向けて、特に重要となる開催場所、理念や内容を定める基本構想については、令和5年3月に準備委員会を立ち上げ、その中での検討内容を踏まえつつ、令和5年の秋頃には、知事、沿海市町長、関係団体の代表で構成される実行委員会において決定していく予定としております。

また、本大会のスローガンとなる大会テーマについては、県民の皆さんから広く募集し、令和6年度中に実行委員会において決定し、公表していきたいと考えています。

四大行幸啓の一つである本大会を、豊かな海や川を次代へつないでいくとともに、四季折々の魅力あふれる県産水産物を県内外に発信する絶好の機会と捉え、本県の水産業及び漁村の振興と発展につなげられるよう、沿海市町、関係団体の皆さんと共に全力で取り組んでまいります。

〔42番 中嶋年規議員登壇〕

○42番（中嶋年規） 今年の秋には、開催に向けての基本構想であったり大会テーマ、そして開催場所も決まっていくというお話を伺いました。ぜひスムーズな展開をしていただいて、すばらしい大会にさせていただきたいと思えます。

県内の開催場所については、今後の議論ということでありませけれども、手前勝手なことを申し上げますと、県内でもいち早くSDGs未来都市にも選定され、また、太平洋のみならず英虞湾や的矢湾という閉鎖性海域に面していきまして、全国に広がる磯焼け問題に直面してその克服を目指してあります志摩市での開催ということも、ぜひ期待したいなと思うところであります。

追加要望がありまして、これ、農林水産部ではないんですけれども、本年は、明治6年に点灯した鳥羽市の菅島灯台と志摩市の安乗灯台が150周年を迎えます。海上保安庁と鳥羽市、志摩市、それから公益社団法人燈光会などでは記念イベントを企画しているということでございますので、ぜひとも三重県としても協力を、観光面になるかもしれませんが、お願いしたいなと思うところでございます。

以上で、本日用意させていただきました質問は全てとなります。

これから我々県議会議員は任期を迎えまして、選挙に向かうわけでありませ。昨日の立候補予定者説明会で、あるマスコミのほうからアンケートが配られました。皆さんの下にも届いているかと思えますけれども、その中の一番最初の質問が、一見県政をどう評価するか、100点満点で何点をつけませかという内容であります。ぜひとも、その内容については告示後、新聞に載せられることになると思えますけれども、その内容は様々だと思えますが、それぞれ真摯に受け止めていただきながら、すばらしい一見県政の展開に期



待するところでありまして、我々議員、引退する議員の方もみえますけれども、ここにいる者がまたこの場に戻って、しっかりと一見知事と議論できる、そのような戦いをこれからしていきたいなど、そのことを心に誓って、私の質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。  
午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。35番 奥野英介議員。

〔35番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○35番（奥野英介） 35番、草莽、伊勢市選挙区選出の奥野です。よろしくお願ひします。

中嶋議員と喜田議員の弁の立つ間に挟まれながらやるんですけど、年長のゆえをもって、優しくかまわずに頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

食料自給のこれからの対策についてでございます。

日本の現在の食料自給率は38%と低く、私たちの体を動かすエネルギーの3分の2近くも海外に依存しています。

コロナ禍によるサプライチェーンの寸断や人口の爆発的な増大や異常気象

の頻発などで、いつ価格高騰や食べ物が手に入らないという事態に見舞われてもおかしくないと思いきや、今現在、現実となっています。

こうした中で日本の農業の現状を見ると、際限なく貿易自由化を進めていることで国産の農産物が買ったたかれ、さらに高齢化による担い手不足、耕作放棄の増加、集落消滅の危機が拡大し、今頑張ってくれている農家がいつまで耐えられるかも分からない、そんな状況が続いております。

農業・農村の疲弊と消滅の危機は深刻度を増しています。食料こそが国民の命の源であり、その生産を担う農業をあまりにも軽視してきたと断定できます。農業存続の危機は、決して農家だけの問題ではなく、国民の命の危機、国家存亡の危機であると思われまます。

世界の安全保障環境の悪化と気候変動の問題の影響で、食料の安定供給が脅かされています。日本政府は現状を深刻に受け止め、戦略を練り直さなければならぬと考えているようです。

東西冷戦の終結で、経済のグローバル化が進み、経済の合理性を重視して、生産性が高い地域での大量生産に協力し、輸入すれば食料を確保できました。

しかし、ロシアのウクライナ戦争によりその前提が大きく揺らぎ、小麦などの供給が滞り、価格が高騰し、また、自国の消費量確保を優先して輸出を規制する動きもあり、気候変動により世界的に干ばつが多発していることも懸念材料です。

日本は、御存じのとおり食料の輸入依存度が高く、自給率は先進国で最低水準であり、特に米以外のトウモロコシや小麦、大豆などの穀物は大半を輸入に頼っています。

ゆえに、国内生産基盤を強化し、主食用の作付を減らし、小麦や大豆、飼料作物への転換を促すための補助金を出しているが、これを拡充することが有力な選択であると思います。また、遊休農地を活用した穀物生産の拡大にも取り組むことが重要であります。

国は1999年に施行した食料・農業・農村基本法を見直すことを再検証し、状況の変化を農業政策に反映させていく必要があると思われまます。

いずれにしても、食料は人間が生きるのに欠かせない。国内で生産できないものは輸入に頼るしかないが、できる限り国内での生産力を向上させ、食料の安定的な供給を図ることが大切だと思われま

す。こうした中、国は国民への食料の安定的な供給について、国内の農業生産の増大を図ることを基本にして、輸入穀物等の安定供給の確保や備蓄の推進を適切に組み合わせることにより実現しようとしています。

県として農業の生産力を高め、食料の安定的な供給を図っていく必要があると思うが、伺います。今どのようにしているのか、どのような施策をしているのか、今後はどうするのか、お尋ねします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 食料を安定的に供給するための取組についてお答えいたします。

日本の食料は、これまで海外に大きく依存しながらも安定的に調達されてきましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、世界的に小麦の供給量が減少するとともに、特に自給率が低い化学肥料や飼料といった農業資材については、価格高騰に加え、輸入自体が困難な状況となっています。

また、アフリカ諸国を中心とした人口の増加や農業生産国による穀物などの輸出制限、さらには円安の影響による調達競争の激化なども加わり、海外から安定的に食料を調達することが年々厳しくなると考えています。

日本においても、国民の命に直結する食料の危機が生じるおそれは十分にあり、食料の自給率を高めることが、ここに来て極めて大きな課題となってきました。

こうした世界的な食料の需給をめぐるリスクが顕在化してきたことから、現在、国では、農政の基本となる食料・農業・農村基本法の見直し、食料の安全保障の観点から進められています。

また、基本法の見直しに先立ち、こうしたリスクに対応しながら、農林水産業の成長産業化を実現するため、水田における麦や大豆の生産拡大に向けた取組などが実行されます。

県においても、食料の安定供給に向けては、担い手農家の経営安定が欠かせないことから、これまで様々な取組を進めてきたところですが、国に先駆け、来年度から県独自の新たな取組として、食料や農業資材の自給力の向上に向けた事業を開始したいと考えています。

具体的には、麦などの栽培が困難な地域での米粉用米の生産拡大、水田を利用した飼料用トウモロコシの作付拡大、堆肥を使った有機質肥料による栽培の拡大を図る取組を進めていきたいと考えています。

一方で、食料の安定供給に向けて生産力を高めていくためには、農業生産の基盤となる農地の有効利用や地域における農業担い手の明確化に向けて、集落での合意形成を図っていくことが必要となっています。

昨年改正された農業経営基盤強化促進法では、全ての農村集落において、将来の担い手と農地利用の姿を示す地域計画を市町が策定することと規定されたことから、県では、この地域計画の策定を三重県農業会議やJAと共にサポートしていくこととしております。

また、生産力の向上には、経営の継続性を高めるための経営の大規模化も必要です。

このため、新たに、モデル地区を設定し、農業経営の合併や統合により農業法人を設立するなど、農業経営の集約化についても取り組むことを考えています。

さらには、強じんな美し国ビジョンみえにおいてお示したように、スマート技術の導入を促進することで省力化や生産性の向上を図り、従事者の所得の向上と働きやすい労働環境の整備を着実に進めていきたいと考えています。

来年度実施する個々の事業のみで食料の自給率が飛躍的に向上することではありませんが、今後も引き続き、生産力の向上に向けたあらゆる施策を総動員して、県民に安全・安心な食料を安定的に供給できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[35番 奥野英介議員登壇]

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

農業に関しては、いつも耳触りのいい答弁が非常に多いんです。だけど、具体的に何をしたかというのは、あまり部長から説明がないわけなんです。今の答弁も非常に耳触りのいい、これからやるんだよというような感じなんですけど、今回、予算の中で見ていると、知事は随分観光のほうには力を入れているようです。だけど、農業に関しては、知事の言葉からほとんど発信されていない。

今、本当に食料がこのままの状態でしたら、非常に厳しくなってくる。ウクライナでああいうことがあったり、全世界に小麦なんかも行くと、日本の輸入している小麦価格は高くなる。これがそのうち落ち着くだろうというのが、これまでの農業政策だったかと思います。

そういうことではやっぱり駄目。だから、今、中国とインドでは、二十六、七、八億人の人がおります。そういう人たちが本当に真剣に食料を食べてきたら、日本にどれだけ回るかという、やっぱり危機感を持つべきだと思うんですけど、部長の今の答弁は危機感はあまりない。

だから、これから今言われたことを具体的にどう進めるのか、分かっている範囲でお答えしていただきたいと思います。

○農林水産部長（更屋英洋） まず、先ほど言いましたビジョンの中で、農業の二つの柱としているのが、農家の所得向上と従事者の労働環境の整備を二本柱として進めていく、それによって農業、農家を守っていくということにしております。

そのためには、これまでスマート技術の現場実証とかサプライチェーンの構築とか、あるいは担い手への農地の確保、多様な働き手の確保に取り組んできたところですが、先ほどと重なりますが、その中で食料安定供給に向けて、特に自給率を高めるために飼料用トウモロコシの作付拡大とか、米粉用米の作付拡大、それから堆肥を使った有機質肥料の栽培拡大などに取り組んでいきたいと考えています。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。前にも申し述べたと思うんですけども、やはり食料、農業というのは、たくさんできてしまうと、せっかく作ったのに収益にならない。そうなると作らなくなる。だから、本当は国がやるわけなんですけど、やはり余った、仮にトウモロコシ、小麦、そういうのはある程度行政のほうで買い上げながら食料を安定していくということが大切じゃないかなと思うんです。

これはもうなかなか難しいことなんですけど、前にも申し述べたけど、昔の昭和25年の食糧管理法あたりでお米を買い上げたという時代に少し戻っていかないと、食料の安定は続かないんじゃないかと思いますので、県のほうも、これからは具体的な施策を示していただいて、農業のほうを頑張っていたきたいと思います。以上。

次の項に移ります。

学校給食の無償化についてでございます。

去年の3月だったか、喜田議員のほうで無償化、オーガニック給食ということで質問していただきました。今日は、喜田議員の思いをつづったものも述べさせていただいて、給食の無償化を考えていただきたいと思います。

学校給食の無償化については、平成30年の2月定例会議において、無償化の必要性を多々述べさせていただきました。今日は前向きに進める気持ちがあるのかをお聞きしたいと思います。

学校教育の一環である給食は、子どもたちの栄養バランス上でも、学業とともに重要であると考えます。子どもの健全な成長を支える上でも大切な役割を担う学校給食は、少子化対策や経済的に厳しい家庭のセーフティーネットとしても大切であり、無償化するべきであると思われまます。

子どもに対する施策は福祉、医療など様々な施策がなされております。令和5年度予算においても、次の時代を担う子ども支援で相当額が計上されておりますが、給食の無償化は何らかの方策でスタートを切っていただきたいと思います。

平成30年2月の質問で、時の教育長であった廣田副知事は、学校給食は子

どもにとって健全な心身を培うということで大変重要な、基礎となる重要なものであると。そして、いつも財政が厳しい。財政が厳しいゆえに、各市町で既に実施されております既存の援助制度を踏まえて、学校給食が適切に実施されるよう支援するという答弁で、この無償化については何ら答弁していないわけなんです。触れずに、うまく逃げられております。

今日は、2回目ですので、教育長、真剣に答弁していただきたいと思いません。

昨年の3月、喜田議員がオーガニック給食について質問されており、子どもの貧困状態、栄養状態が不安であり、給食費が払えない家庭もあり、その徴収に学校も苦慮しておると述べられました。

私も町行政を任されているとき、その声は随分聞かされました。ちょうど市町村合併で協議しており余裕がなく、責任を感じておりました。もし合併がなかったら、多分、小俣町が無償化を進めることに努力していたと思いません。

喜田議員は、非常によい質問をされております。給食の無償化、自校方式によるオーガニック給食を中山間部の学校に導入する、そのことから生まれる地産地消の循環型地域が三重県の人口減少を食い止めると。食料自給率のアップにも少なからず貢献するものではないかと言われております。

ここで、喜田議員のほうから先日、ラブレターを頂きましたので、読ませていただきます。

給食が導入される30年ほど前、私の勤務する中学校には菓子パン販売がありました。昼の弁当の時間になると、多いときで約30人の子どもが並びました。その中に2人か3人、お金を持っていない子どもがいました。

「おばちゃん、お金を持っていないが」「分かった、パンを持っていき」「必ず返すから、ありがとう、おばちゃん」「頑張りや」と。こういう子どもは、誰もいなくなったときを見計らってやってくるんです。

給食が導入され、今まで学校を休みがちだった子どもたちが登校するようになりました。給食を食べに来るのです。給食は、貧困の子どもの希望とな

りました。給食によって空腹から逃れ、栄養を得て、発育、発達している子どもが、今も存在します。そのことを私たちは認識しなければなりません。

近未来において、食料危機によってさらなる食材の高騰が起きたとき、選択肢は二つです。一つは、安い食材を求める。もう一つは、給食費の値上げです。安い食材を求めたときに不安なのが、安全性と栄養価値の低下です。給食費を値上げしたときに起こるのが、未納によって給食が食べられない子どもが出てしまうかもしれないことです。

貧困は社会の中でつくりられている歪みでもあると捉えるならば、給食費を払えないことで食べさせないという自己責任論で、子どもにその責任を負わせることはあってはなりません。

菓子パン販売のおばちゃんが守ってきた愛育が教育現場から失われてしまったら、この国の未来は暗黒なものとなります。子どもたちは大人をシビアに見ています。子どもたちは大人たちの愛を求めています。それに私たちが応えるから、恩送り社会となっていると思います、ということでございます。

知事の答弁で、オーガニック給食をどのように進めていけるかを検討することでした。

私自身、オーガニック給食については、勉強不足と知識不足で申し上げますが、まずは給食の無償化を真剣に、前向きに検討し、オーガニック給食にたどり着けるよう努力していただくことが重要だと思います。

県内で完全無償化は熊野市、志摩市、大台町で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を利用して期間を限定して実施されたのが10市町です。

知事は、子どもたちは大切な宝であると言われるのであれば、県財政も以前より少しは好転しているようでもあり、給食の現物支給を市町と連携しながら、できるだけ早く検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校給食の無償化につきまして御答弁申し上げます。



学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することで、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につけるために重要な役割を果たしております。

郷土食や地場産品の提供により、地域の文化や伝統を学ぶなどの教育効果もあります。

一方で、給食費は、学校給食法で食材は保護者負担とされており、経済的理由により就学が困難な家庭には、就学援助制度などによる支援が行われています。

こうしたことから、給食費の無償化につきましては、設置者である市町で検討され、県内でも最近、無償化や助成が進められております。

御紹介がありましたけれども、令和4年度は、無償化が3市町、一部助成が7市町で行われ、来年度は、無償化が6市町、一部助成が6市町で予定されております。また、物価高騰に対応して、期間限定ではありますが、無償化や助成を行っている市町も多くあります。

御質問の無償化を進めるための県の取組支援についてです。学校給食の意義や今日の社会経済状況などを考えると、教育委員会といたしましても、何らかの形で保護者負担が少しでも軽減されればと思うところでありますが、そのためには毎年度継続して相応の財源が必要となります。

こうした中で、保護者負担を定めた学校給食法が制定され70年近く経過し、少子化など社会状況も大きく変わり、社会全体で子育てを支援するという観点からは、国レベルで議論、対応がなされるべき課題でもあると思います。

2月10日には、全国都道府県教育委員会連合会から、国に対して給食費の負担の在り方を整理し、財源も含め具体的施策を示されるよう、緊急要望が行われました。

今後、本県としても改めて要望を行うとともに、食育充実のため、栄養教諭の配置拡大についても要望してまいります。

また、無償化や助成を行っている県内市町の取組状況や考え方などを改めて把握し、市町との会議で共有いたしますとともに、各都道府県がどのよう

な支援や対応を行っているか丁寧に把握し、参考にしていきたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

確かに無償化は、私が言うほど簡単ではない。やはり国、県、市町が助け合いながらというのか、それぞれが理解しながら進めていかないと進まないと思います。

新型コロナで、3年間強で国から出てきたお金が全部で100兆円なんですよ。100兆円、トータルで出ています、新型コロナ関係で。だけど、それを考えたら、新型コロナでできるんだったら、給食もできないことはないんじゃないかなと私は思うんですよ。

そういうことで、1歩ずつでも進んでいくようにやっていくことが大事。それは先ほどの食料自給のこともあるんですけども、やっぱり食料が安定して、子どもたちにもそういう栄養価のバランスの取れた食事をしていく。今の子どもは、朝、パンを食べるだけか、また、食べない人もいる。また、お昼が非常に大事な食事だと思うんですよ。夜は共働きの方もみえますし、きちっとしたことができないかも分からないので、やっぱり昼の給食というのは栄養的にも非常に大事だと思いますので、そういうことをやっていただきたい。

センター方式ですとなかなか、自校方式は本当はいいんですけど、センター方式でそういう給食の無償化を進めていただきたい。

これから、子どもが宝と言うのであれば、本当に子どものことを真剣に、前向きに考えていただきたい。今日すぐとは言いませんけど、1歩ずつでも進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

大仏山公園における野球場の整備・改修についてでございます。

去年でしたか、松阪市中部台運動公園へ孫の野球を見に行ったとき、中部台運動公園の野球場って、すごくすばらしい球場になっていて、びっくりし

ました。その後、大仏山公園の県営の野球場に行ったら、とてもみずぼらしくって見られないぐらいの球場でございました。そういうことで、今日はちょっと質問させていただきます。

大仏山公園と野球場の整備については、平成25年の9月定例会議で改修に関する考え方について質問し、それから約10年間が経過していることを踏まえ、改めて野球場の整備・改修についてお尋ねします。

10年前の質問にいま一度目を通してみますと、西場議員が関連質問をされ、大仏山への思いの強さがにじみ出ており、ステータスである宮川・大仏山の西場議員の面目躍如としたところと感じました。10年前の質問を読み返すのも、どこかで役に立つような気がします。

玉城町、明和町、旧小俣町にわたる大仏山公園は、平成17年4月に計画面積37.2ヘクタールを全面開園し、テニスコート、野球場、ゲートボール場、中央広場、子ども広場、多目的広場、芝生広場、自然散策路、展望台などがあり、年間約20万人が利用しております。

現在ある野球場は昭和63年にオープンし、両翼95メートル、センター120メートルと、他の硬式野球仕様の球場と遜色がなく、周辺の自然と調和している立派な施設であります。オープンから約35年が経過し、劣化も激しくなっており、また、平成30年9月の台風21号により、防球ネットの鉄柱が6本折れて傾き、ネットも傾き、補修した経緯もあり、部分的な老朽化対策も必要な時期に入っていると思われまます。

一方、利用形態において、軟式野球は条件なく利用でき、硬式野球に限っては一定の条件の下、例えば12歳以下の硬式野球などといった、球場の外へボールが飛ばない場合に限るなどの利用制限が設けられています。

要するに、防球ネットの高さが低く、他の公園利用者の安全性の観点から、硬式野球での利用を原則禁止しているといった形態となっており、それなりの規模を持った野球場であるものの、軟式、硬式を問わず全てに対応できておりません。

前回にも申しましたが、宝の持ち腐れ、中途半端な施設としか思えません。

野球は、プロ野球から人気のある高校野球と裾野の広いスポーツであります。

そこで、公園の立地や設置目的、施設の規模、利用者の声等を考えた場合、軟式、硬式といった種別を問わず、また、年齢層を問わず、幅広い世代にこの野球場や周辺の運動施設を利用させていただいて、野球を行うことや観戦することの楽しみ、スポーツを行うことへの魅力の実感、ひいては野球振興、スポーツ振興へと導くような施設の整備・改修が必要であると思います。

前回の質問で、県土整備部長から、野球場を含めた公園施設の大規模な改修の検討、そして老朽化した球場の設備の点検と状況に応じた対応といった答弁をいただいておりますが、その後の状況、改修に向けての考え方についてお尋ねします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、大仏山公園における硬式野球でも利用可能な野球場の整備・改修、施設の老朽化対策について御答弁いたします。

県営大仏山公園は、県民の健康づくり、体力づくりに資することを目的に昭和63年度から供用してございまして、主な施設としましては、野球場、テニスコート、多目的広場、子ども広場等がございまして。

野球場の形状といたしましては、防球ネットの高さがバックネットで最大約10メートルとなっております。硬式野球対応の球場に比べますと低く、また、先ほどの議員の御指摘のとおり、球場外に出たボールが他の公園利用者に当たらないだけの距離が十分確保できていない状況でございます。

このため、公園利用者の安全確保の観点から、硬式野球での利用を原則禁止としているところでございます。

ただ、要望もございまして、成人に比べ球が遠くへ飛ばない少年野球や大学の守備を中心とした練習等に限り、硬式仕様の利用を認めておるところでございます。

このような利用形態の中、当球場の硬式野球場改修に関しまして、地域の硬式野球、そして軟式野球・ソフトボール各団体へアンケート調査を行いま

したところ、双方の団体から、高さのある防球ネットの整備を検討してほしいといった共通の声があり、硬式野球団体からは、硬式野球ができる球場が市営球場しかないため、硬式野球ができるようになれば助かる、また、軟式野球・ソフトボール団体からは、今までのように予約が取れなくなることが懸念されるなどの意見が寄せられたところでございます。

当球場の利用状況でございますが、新型コロナウイルス感染症流行前におきまして、年間平均の稼働率で4割に達しておらず、このうち利用頻度の高い土曜日、日曜日におきましても7割に満たない状況となっております。

また、近隣の宮川河川敷のグラウンドが閉鎖となった後の直近3か月の利用状況を見ましても、同様の傾向にあります。土日の稼働率は少し上がっておるところでございますが、これは市営の野球場と比較しまして、稼働率に余裕がある状況でございます。

このような施設の利用状況や地域の関係団体の声に鑑み、競技種別に制限なく、幅広い世代の方々に健康づくり、体力づくりの場として応えていくため、硬式野球もできる環境づくり、併せて周辺施設の再整備を行ってまいります。

整備に当たりましては、令和5年度、調査設計に着手いたしまして、6年度以降、施設の整備・改修に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、一定区間に高さのある防球ネットを設置いたしまして、利用者の安全確保、利便性の向上の観点から、隣接施設の子ども広場を遊具とともに多目的広場に集約するなど、公園施設の再配置も含め検討し、整備してまいります。

なお、これらの整備・改修には一定規模の事業費が必要となることから、複数年で計画的な実施となる見込みでございます。

次に、公園施設の老朽化対策につきましては、平成24年度に公園施設長寿寿命化計画を策定いたしまして、これまで計画的に公園施設の更新及び修繕を実施してまいりました。

野球場につきましては、平成25年度にダッグアウトのベンチの更新や照明

灯の修繕、27年度に放送室やスコアボードの改修、30年度に防球ネットの支柱の修繕等を行いました。

その後は、野球場以外の公園施設において、照明灯の更新、テニスコートの修繕等を行っています。

現在、次の10年間を対象といたしました公園施設長寿命化計画を更新する業務を進めておりまして、策定の後、この計画に基づきまして老朽化対策をしっかりと行っていきたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

野球場の隣に子ども広場というがあるので、なかなか簡単にはいかないと思うんですけども、その辺の整備をしながら、財政的にも許される範囲で徐々にやっていただけたらと思います。

隣に旧小侯町、今、伊勢市のグラウンドというのもありますので、一体化して、やはりあそこで健康づくりやいろんなもので楽しんでいただけたらと思いますので、徐々に改修をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

先ほど中嶋議員が激辛と言われていた質問でございますけど、ソフトに柔らかく聞きますので、知事には的確な答弁をお願いしたいと思います。

県立大学設置については、前知事時代に三谷議員や中瀬議員が一般質問などで質問され、その経緯等を説明されており、今ここで申し上げませんが、若者の県内定着等に向けた一つの手段としてぜひ検討するとのことでした。

前知事は、知事任期途中で職を投げ出し、一見知事にあとはよろしくとあったかどうかは分かりませんが、丸投げとなりました。

令和3年度から検討が本格化し、これまで有識者会議や先進事例調査、高校生・保護者へのアンケート、費用対効果の調査等、多くの検討が行われてきました。

令和3年6月に設置の是非についての6人の方の有識者会議を設置し、4

回にわたる議論を経て、昨年3月に、設置の必要性は一定ある、これはこんな日本語あるかなと思うんですけど、一定ある、とする報告書となりました。

私なりに理解して解釈すると、あなた方で決めてくださいよという報告書ではなかったかなと思います。

誰も整備費、運営費など膨大な費用と精神的負担、これはRDF焼却・発電事業のときに、後の始末に私も関与させていただいたんですけど、負の遺産、本当に職員も大変だったと思います。これ、大学を造るということは、私から想像すると、想像に絶する大事業じゃないかなと思います。また、負の遺産を決して残してはいけない。判断材料は十分そろっているのだから、後は判断をするだけではないかと思われます。

知事公舎の議論、ムカデが出てどうのこうのということがありました。ムカデは三重県中、日本国中どこでも出ると私は思うんですけど、直接知事は判断せず、人任せにしている。

外部の有識者にも事案によって意見を聴かれることは必要ではありますが、基本的には優秀な職員がみえます。また、優秀な議会もあります。それから知事が決定すればよいのではないかと思います。

野呂元知事と私は同級生なんですけど、時々話すると、県庁職員は政策立案、政策判断でも有能な職員であると、よくそのことは聞きました。

私自身も市町村合併のとき、神経をすり減らしました。法人化された町が消滅するのです。なぜ私のときに合併なのかと自問自答しました。合併協議会の設置を議会が否決したことによって、いま一度合併に向けて町民の声を聞く必要があるのではないかと考え、辞職し、選挙によって信を問い、合併を決断しました。

賛成、反対を含め、いろいろな意見を聴くことは大事だということは理解できますが、何かにつけて有識者会議の意見を聴くということはいかがなものかであると思います。

正解が分からない中でも、為政者は決断しなければならない。決断すれば批判が飛んでくることもあります。それでも決めなければならない。それが

トップの責任、政治家の矜持であると思います。政治家は、決断と説明責任です。

朝令暮改はあまり褒められたものではありませんが、私は大いにやってもよいと思います。一度決めたからといって、自分の考えに固執しては、県政は必ず停滞します。

事業は、行政でも民間でも、短期・中期・長期的な視野に立って遂行すべきであり、ここは一旦、機が熟すのを見定め、立ち止まるべきではないか。推進の旗振り役の先頭である松阪市長は賢明な方でありますから、理解していただけるのではないかと思います。

県立大学の設置について、今年度中に判断すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県立大学、今年度内に判断すべきという御質問をいただきました。

その御質問にお答えさせていただく前に、先ほど農業についての御質問を頂戴しました。

今回の予算、大きな項目として6項目を立てさせていただいております。その項目の中の「時代の変化に対応し三重の産業を振興する」、そのイの一番に「農林水産業の振興」を挙げさせていただいています。

農業法人の合併とか事業承継、農業経営の集約化を促進すること、あるいは飼料の自給体制の構築に向けた飼料用トウモロコシの生産、米ぬかなどを原料とする飼料の利用推進、さらには県産農林水産物の売り込み、しっかりやっていくということを掲げさせていただいていると。

ただ、まだまだ足らんとします。これからも農家の皆さん、亀山市にはようけの農家の方がおられますけど、県内の農家の皆さん、それから農業関係者の団体の皆さんの意見もしっかり聴きながら、農業を力強く進めていきたい。

観光についてのお話も頂戴しました。



実は、観光の大きな要素として食がございませう。三重県の観光を振興するためには、三重県の農産物、水産物、それを使っていかないかんとということでございませうので、観光の振興は、ひいては農業の振興につながっていくわけがございませう。

県立大学について、人生の先達として、トップの心得を教えていただきました。誠にありがとうございます。私もしっかりと知事としてやっていかないかんとこの思いを新たにさせていただきました。

県立大学について申し上げますと、この設立の要望が、県南北で複数あるということは事実がございませう。

それを前提としまして、その要望に答えるか否かについては、これは県民に多大な負担を、議員からも御指摘をいただきましたが、かけるものでありますので、慎重に検討する必要があると思っております。

例えば理系の大学を造るとすると、最低でも250億円程度の設立費が要ります。それ以外にも年間の運営費がかかってくるということでございませう。そういったものについてきちんと考えていかないけません。

有識者からの意見聴取についての御批判もいただきました。有識者の方々というのは、実は県庁職員と違ひます。県庁の職員というのは、県内の優秀なシンクタンクであると私は思っております。非常に優秀であります。ただ、有識者の方々はその分野の専門家でありますので、そこの意見を聴いていくというのは、テクノクラートである、優秀なシンクタンクである県庁職員、それからふるさとを同じくするものである県庁職員の人たち、これと外部の、県の間ではないかもしれない有識者の人たちというのは、やはり違ひがあると思っております。かつ、有識者の方々の意見には耳を傾けるべきものもあると考えております。

県庁職員を信じているのは当然であります。ふるさとを同じくする者であります。その人を信じなくて、どんな仕事ができるかということでございませうので、これから県庁職員としっかりと県立大学について議論していきたいと思っております。

令和3年の秋にこの県立大学の話を聞いたときには、高校生と保護者へのアンケートを行ったということを知りました。また、有識者からも話を聞いていますと知りましたが、高校生とか保護者は費用を出す人ではないわけであり、もちろんその学費は出すと思いますけど、大学設置の費用ですね。そうしますと、費用対効果というのはちゃんと考えなアカんのとちやいますか、あるいは学生を採用する企業の意向はどうでしょうかということで、そこでそれをちゃんと議論しないと安易に県立大学を造りましょうという結論になりはしませんかということで、懸念を申し上げたわけであり、

先ほど議員から、RDF焼却・発電事業についても言及いただきました。RDF焼却・発電事業については、常任委員会で私ども企業庁から提出させていただいた資料で、RDF焼却・発電施設を造るに当たっての収支計画でございませうとか、あるいは技術的な課題の解消などの大事な部分の詰めに甘さがある、未成熟のまま事業が進められてきたという反省が述べられておるところでございませう。

さらに、先ほどの県立大学の議論をしているときの有識者会議では、有識者から、県立大学設置は大きな課題であって、各専門分野の有識者の意見を聴きながら、慎重に検討して結論を導き出す必要があるということも言われているところとございませう。

様々な事項、県立大学を取り巻く事項、あるいは他県の県立大学の収支でございませうとか、県内で就職できるのかというような状況などについて、これは再度、有識者の方々の意見を聴きながら、もちろん判断するのは、最終的には県庁職員、それと私であります。判断し、責任を取るのが首長の役割というのは、先ほど議員から教えていただいた、そのとおりだと思います。

ただ、例えば県庁の人間、私もそうなんですけど、大学経営ってやったことがないんです。うまくいくかどうかというのは、これは、その分野の専門家である方、そういうことをやった方に、BパイCをお示ししながら、御意見を聴く必要があろうかと思っております。

その結論を得た上で、要望を行った自治体であるとか、あるいは一番大事

な県民の皆さんに説明する必要があると考えているところでございます。

もし県立大学を設置すべきであるという結論が出た場合には、これは時間がかかっていかんやないかという話はあると思いますけれども、県民の負担を考えますと、やはり慎重に判断せざるを得ないということを御理解いただければと思います。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

大学というのは、キャンパスを持ってくるとか、そういう御意見もいろいろあるかと思います。近く関西とか、そういうところからキャンパスを持ってくる方法もあろうかと思っています。

そういうのを含めて、教育は本当に大事だと思います。だから、判断してくださいとは言うけど、やめてくださいとは僕は一言も言っておりませんので、本当に教育は大事ですので、十分に。だけど、いつまでも引っ張るのはいかがなものかなと思います。

県立大学は、私がまだ高校から大学に行く頃に、医学部と水産学部だったかな、県立の医学部、水産学部があったかと思うんですけど、それから、それはもう国のほうに移管されたわけなんですけど、本当に難しい、費用対効果というのはあまり教育で考えては駄目だと思うんですけど、やはり教育は大事ですから、本当にやるならいい判断をしていただきたい。

やっぱり県民に聴くことも大事ですけど、優秀な職員もみえるし、優秀な議員らもみえるし、そこらで県政をスムーズに、県民が豊かに暮らせるように、みんなで努力していくことが大事ではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

カーボンニュートラルについてでございますけど、これはもう長田議員がちょっとやってと言う話で、ともかくこれからEV車が出てきます。都会、都市においては高層マンションが多くて、田舎というのか、地方がEVの設備は発信していくのがよいかな。また、そのためには県が先頭を切って、カーボンニュートラルの方向へ進んでいってほしいなと思います。

もう時間が少ないので、環境生活部長、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
それでは、最後の質問のほうに移らせていただきます。

財政運営についてでございます。

今回は財政、もうやめておこうかなって言ったら、財政課長が、いやいや、そんなわけにはいかんのでやってくださいということで、少し財政のほう、高間部長、答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

財政運営の最も大事な基盤は、やはり健全な財政基盤である。財政基盤が揺らいでしまつては、県が一丸となつて進んでいくことはできません。

令和5年度当初予算は、過去最大の8371億円の規模となっておりますが、令和4年度に続き、県税収入の増などにより、臨時財政対策債がマイナス64億円と大幅に減少しており、歳入面における質の改善が進んでおります。

歳出面でも、2年連続で県債管理基金への必要な積立てを満額、100億円を行うこととしており、その上で、当初予算編成後の財政調整基金についても、昨年度を上回る50億円を確保しています。

こうした財政状況を見ると、財政当局を中心に、執行部は財政健全化にしっかりと取り組んできておるように思われます。そういうふうには財政課長は言うわけなんですよ。

私は、外からの、景気が、何で税収が増えたというのはあまり分からないんですけど、税収が増えた。どこの市町、県、国も全部、予算額は上がっております。これはやっぱり税収が増えてとしか見えない。これは県、財政当局の努力もあったかなとは思んですけど、あまりその辺の説明がないので分からない。ともかく財政はよくなつていふことでございます。

しかしながら、昨年の一般質問や予算決算常任委員会総括質疑でも申し上げましたが、財政は、特殊要因がなければ短期間で急激に改善するようなものではありません。1兆4000億円ほどの借金があり、一時的に改善方向が続いているからといって、手放しで喜んでいふようでは駄目です。気を緩めることなく、用心深く、用心深く財政運営を行つていくべきであると思ひます。

子ども・子育て支援、防災、観光など、予算の肥大化につながる芽も見え

隠れしますが、三重県の将来の発展を見据えて、選択と集中、めり張りをつける、そして決断するということをよく認識し、真に必要なことのみに関力を投入していくことが重要であると考えます。

今後の財政運営をどのように行っていくのか、将来の県庁を担っていく後輩たちに向けた思いを含めて、高間総務部長にお伺いしたいと思います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 今後の財政運営について答弁させていただきます。

御紹介がありましたように、令和5年度の当初予算の編成におきましては、喫緊の課題に予算を重点化する一方で、人件費ですとか公債費など経常的に必要な支出を抑制するなど、財政健全化に向けた歩みを着実に進められたのかなど思っているところでございまして、その結果として、先ほど御紹介にも申しありましたように、例えば県独自の経常収支適正度ですとか公債費負担適正度といった指標、これがそれぞれ改善しておりますし、それから県債残高は、臨時財政対策債の減もございましたので、減少する見込みでございまして、例年以上の規模となる財政調整のための基金残高も確保したところでございます。

令和5年度当初予算はこのように編成することができましたけれども、これまでの私の財政経験を踏まえると、財政状況の改善というのは、一朝一夕ではなし得ない、非常に息の長い課題だと思っているところでございまして、特に私が財政運営担当の総務部副部長になったとき、ちょうど平成29年度なんですけれども、このときの財政状況は多分御存じだと思いますけれども、公債費は増加の一途をたどり、人件費も高止まりしておって、その前年度の決算の経常収支比率は99.8%、これが全国で46位でした。このときには奥野議員からも、こんなん、なんやという感じのことを言われたのを覚えております。とにかく財政が硬直化している非常に極めてまれな深刻な状況でございましたので、財政の健全化が特に急務でございました。

そうした中で、三重県財政の健全化に向けた集中取組を策定いたしまして、全ての事務事業の見直しですとか、公債費・投資的経費の抑制など歳出構造

の抜本的な見直しを図るとともに、このときに初めて経常収支適正度をつくって、当初予算の段階で経常収支比率を意識した予算編成をしていこうということで、予算編成に努めてきたところでございます。

こうした一つ一つの取組を粘り強く継続したことに加えまして、先ほど御紹介がありましたとおり、令和3年度とか令和4年度、あるいは令和5年度については、一般財源収入の増加もございましたので、令和3年度の決算の経常収支比率は87.4%、全国18位にまで改善するなど、着実に成果が表れてきたのかなと考えておるところでございます。

ところが、一方で、今後の財政状況について見てみると、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費の増加が見込まれますし、それから、県庁舎を含めて公共施設がかなり古くなってきていまして、これの長寿命化あるいは建て替えも計画的にやっていかなあかんことになっていますので、決して楽観できる状況ではないということから、今後もやっぱり持続可能な財政運営に資する取組を続けていく必要があると考えてございます。

私として一番大事なのは、これからの時代や社会が変化していく中で、その時々々に真に必要な行政サービスを県民の皆さんにきちんと届けていく、こういったことをやるためには、やっぱり財政の健全化がなされていないとこういったことはできないということなので、特にこれからを担う職員の皆さんには、常に県財政の健全性を確保するための努力を絶え間なくやってほしいなど、いろんなことにチャレンジしてほしいなどとおるところでございます。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） 今、財政が少しいいというのでちょっと緩むということにはならないようにしていかなければならないと思います。

それと、いつもいろんな人に言われると、県は予算がない、お金がないというって言われますけど、これからはやっぱり努力して支えますよというぐらいにやっていただいたほうがいいのか。臨時財政対策債も大分今年度は減り、県の借金というのか公債費も少しずつ下がっていきますから、そ

の分、やはり少しずつでも県民サービスができるように、県の財政をきちっとやっていただきたい。高間部長に引き続いて後の方、よろしくお願ひしたいと思います。

1分になりました。

知事におかれましては、県民の期待を一身に背負って当選された知事職でございます。その期待に背かぬよう日々精進され、努めていただきたいと思ひます。職員の力、議会の力、これは他県に恥じることのない一級品でございます。知事が御奮闘されるのを期待しております。

私のほうも厳しい選挙でございますので、16年、ここで年に1回、必ず質問をやっていましたけれども、今回が最後になるかも分かりませんので、今日は知事に少し耳の痛いことも述べましたが、御了解いただいて、終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） こんにちは。

大阪市選挙区選出、会派新政みえ、喜田健児でございます。

奥野英介議員の子どもへの愛の熱いバトンを受け継ぎまして、根性を入れて、情熱を持って、魂を入れてさせていただきます。よろしくお願ひします。

一見知事、知事が異次元の子育て支援のアイデアを市町に求めた記者会見の後に、私のところに届いたLINEメッセージの一部を原文のまま御紹介させていただきます。

この知事の案って、国が子ども予算をって騒いでおるから発表しておんの。国も知事も、赤ちゃん、小さい子どもにしか絞っていない気がして。子どもは成人するまで子どもや。三重県だけじゃなくて、日本では今の子どもらは明るい未来は全く約束されていない。政治家とか、きれいごとばかり並べて言うだけで、いつもお間違いなことばかりするから、何もよくならへん気がする。日本は廢れていくね。今の若い子らのツイッターの声を見ても、日本には夢も希望もない。こんな国じゃ結婚もできやんし、家庭は持てやん。一生働かされて老後は死ねって言っているという声が圧倒的に多い。生きづらい、自分の息子も息子の友達も言うし、希望がないって息子のネット友達2人は自殺しておるよ。この間、1人自殺したばかりやし。ほんまに子どもを救いたいのかって思うわ。口だけや。喜田さん、ほんまに若い子らのために政治を変えてほしい。自らの命を絶つ子どもが多過ぎるわ。喜田さん、信用しているからね、負けずに頑張るってというメッセージ、この方の願ひを三重県のトップを張る一見知事にも届けます。

一見知事、ほんまに若い子らのために政治を変えてほしい。自らの命を絶つ子どもが多過ぎるわ。一見知事、信用しているからね。負けずに頑張るって。

一見知事、私たちはこの方の一点の光です。最後のとりでかもしれません。でも、その一点の光さえ見えない、そんな県民がいる、子どもがいる。たった1人も三重県において、そんな子ども、県民を出してはいけなひ。この国の20歳から39歳の死因の第1位は自殺です。

この議会の一般質問のどこをいじれば、何を変えればいいのか、この議会でできることは何なのか、常にその視点を持った緊張感のある1時間にしたいと思います。よろしくお願ひします。



1、社会を明るくする運動、(1)薬物乱用の未然防止・再乱用防止の取組の成果と課題についてです。

弁護士によると、近年、日本の犯罪件数は減少傾向で、覚醒剤使用等の薬物乱用者への接見件数は、ここ数年、全国的にも三重県でも減ってきていると言います。また、暴力団が関わっているのは3割程度で、7割は暴力団が関わっていない事案となってきたとも言っていました。川口議員が前回取り上げたオーバードーズ、市販薬の乱用も加わりました。明らかに、フェーズが変わったと言えるのではないのでしょうか。

令和4年度三重県薬物乱用対策推進計画には、全国的には覚醒剤をはじめとする薬物事犯による検挙数は高い水準で推移し、我が国の薬物情勢は依然として、近年、大麻乱用、危険ドラッグ、MDMA等、多様化する乱用薬物の若年層への広がり懸念される状況にあり、予断を許さない状況にある、と書いています。(実物を示す)この冊子に書いています。

しかし、この計画に書かれている事業内容に対して、薬物乱用者と関わる方々は現場と乖離しているという強い思い、意見があります。そここのところを質問で明らかにして、当事者支援に関わる現場との乖離をなくしていきたいと思います。

まずは、薬物乱用の未然防止と再乱用防止の取組の成果と課題についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[中尾洋一医療保健部長登壇]

○医療保健部長(中尾洋一) 薬物乱用の未然防止・再乱用防止の取組の成果と課題についてお答えいたします。

取組としましては、薬物乱用の未然防止、薬物依存症の治療・回復支援、関係機関と連携した取締の3本柱により実施しております。

未然防止の取組としては、保護司、学校薬剤師等531名を薬物乱用防止指導員として委嘱し、啓発活動を行っています。

具体的には、保健所と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬、覚醒剤、大麻乱用防止運動といった街頭啓発や、不正なケシの除去を行うク

リーンアップ運動などです。

また、特に若年層に対しては、民間団体や学校薬剤師と連携し、県内の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性や医薬品の正しい使い方について啓発しております。

さらに、広く県民に対してFMラジオ等を活用した啓発も行っております。

一方、薬物については、一度やめた後も乱用を繰り返してしまうケースも多く、依存症を伴っている場合が少なくありません。その依存症からの回復には治療を行うとともに、様々な支援が必要となってきます。

治療が必要な場合への対応としては、国立病院機構榊原病院を薬物依存症治療拠点機関として指定するなど、専門治療が受けられる体制を整備するとともに、自助グループ等とも連携し、回復に向けた支援を行っています。

また、薬物依存症についての理解を深め、支援につなげるため、県民、当事者、家族、支援者向けの依存症フォーラムや相談支援機関、就労支援機関等に向けての講演会を実施しています。

加えて、当事者の家族がその対応に悩み、支援を必要としているケースが多いことから、依存症問題家族教室を実施しています。

さらに、関係機関が連携して当事者やその家族等を支えられるよう、県内各地域で依存症ネットワーク会議を開いております。このネットワークには、精神科医療機関、保健所、児童相談所、市町、障害者相談支援センター、警察、消防、保護司、保護観察所、刑務所など、治療、生活支援、更生の立場からあらゆる機関が参画しており、切れ目のない支援につなげております。

その中で、三重刑務所と他の関係機関が連携し、刑期中から対象者の相談対応を行うことで、刑期後にスムーズに支援につながった事例をこのネットワーク会議で共有したところです。

薬物を乱用する背景には、様々な心の悩みを抱えながら周囲の人に相談できず、薬で乗り切ろうとするケースも多く、こころの健康センターや各保健所で心の悩み全般の相談に応じております。

特に、依存症に係る医療的なアプローチが必要な場合には、依存症専門相

談をこころの健康センターで実施しており、必要に応じて医療機関や支援機関へつなげております。

こうした取組の結果、例えば、県内の覚醒剤事犯検挙者数については、平成29年の99人から令和3年では77人となっており、減少傾向が続いております。また、覚醒剤事犯の再犯率についても、平成29年には62.6%であったものが、令和3年では50.6%と減少しております。

しかしながら、これまで啓発活動等を行ってきた中で、覚醒剤等の違法薬物の恐ろしさや犯罪としての反社会的側面を強調してきた傾向がございまして、そのこともあって、当事者やその家族等が相談することをためらい、そこから必要な支援に結びつかないケースもあるということも指摘されております。

今後は、啓発活動等の取組内容を再検討するとともに、相談体制の充実や支援に向けての関係機関との連携のさらなる強化を図ってまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） ありがとうございます。様々な取組を聞かせていただきました。

私がお会いしてきた弁護士、保護司、更生保護団体の方々との認識が違うのは二つ目なんです。取締りの強化と厳正な処分のところが違うんです。薬物乱用者と関わる現場の考えと乖離している、この部分で少しやり取りをさせていただきたいと思います。

一見知事、知事は薬物に手を出しますか。廣田副知事、出しますか。服部副知事、出しますか。出さないですね。ここにいる全ての人は、誰に聞いても薬物に手を出すという人はいないと思います。出す必要がない。だから、手を出す人のことに関心がいかないのだと思うんです。

ここが最大の課題であり、関心を寄せて施策を打っていないことが、薬物乱用者の再犯率、50.6%でしたっけ、下がったと言っていますけれども、でも、2人に1人は再犯しているわけです。そういう再犯者が減っていかない理由が、ここにあるんじゃないかなと思います。

薬物に逃げってしまったことを、その人の弱さだからと自己責任にして、その人の置かれている状況、環境などに目を向けていないし、思いをはせていない。

このスライドを見てください。（パネルを示す）先ほどもありましたけれども、再入所までへの期間は5年以内がほとんどで、60%は2年以内に刑務所に戻ってくるということです。

次のスライドです。（パネルを示す）満期出所者の約4割が帰るところがないというこの現実、ここをどう捉えて、どうしているのか。ピントが合っていないのではないかと思います。

再犯率を下げないと、薬物事犯は減らないということです。再乱用する人がいるから、そこに薬物市場ができてしまい、あの手この手で初犯に組み込まれてしまう少年少女がいると言えるのではないのでしょうか。

一体どのような状況にいる人が手を出してしまうのか。なぜ薬物を求めてしまうのか。依存してしまうのか。その人がどのような状況、環境に置かれているのか。求めざるを得ない、依存せざるを得ない、その環境は何なのか。ここにいるみんなで想像力を働かせませんか。

社会の中で自己肯定感が低くなってしまった人、社会に希望すら持てずに諦めてしまった人、そこには障がい者をはじめとする差別や偏見、貧困が見えてきます。

SNSでつぶやいたら、気持ち落ち込んでない、気分の楽になる薬があるよって犯罪者が巧みに寄ってきて、弱さにつけ込まれて、つい手を出してしまう。または、つい手を出してしまった家族がいて、薬物が普通に家にあたりする。貧困で生活が追い込まれ、孤立し、1日で100万円が稼げるという情報に返信してしまい、巻き込まれてしまいます。

保護司も弁護士も、三重ダルクの方も、玄秀盛さんも、薬物に手を出す人の逃げや弱さという自己責任論で片づけてはいけないと言います。そうではないんだと。薬物乱用行為そのものだけしか見ずに、その行為の責任をその人個人に追及するだけなので、根本的な解決に至らないと言います。

このスライドを見てください。（パネルを示す）松阪保護司会が展開している薬物乱用防止教室の出だしのスライドです。薬物に手を出すと自分の体はどうなるのか、どれだけ怖いものなのかを植え付ける前に、犯罪を繰り返してしまうことをまず押さえています。

そして、次のスライドです。（パネルを示す）犯罪から更生するには様々な周りの支援が必要であることも伝えながら、現実には支援がなかなか受けられない社会の実態をリアルに子どもたちに伝えています。

私が出会った薬物乱用者の当事者の更生支援と社会を明るくする運動を展開する保護司の3人の方は、もう、1人も薬物に手を出してしまう人をつくりたくないという心の底から湧き出る思いで、学校に薬物乱用防止教室の必要性を訴えに行っています。そして、依頼があれば、学校との入念な打合せをして、子どもたちの家庭環境に配慮し、たった1人の子どもが抱える悩みに寄り添うなど、その学校の実情に合わせた内容に変更し、子どもたちの5年先を見据えて事業を展開しています。

三重ダルクの市川さんは、一次予防で、薬物の怖さと罪の重さだけを殊さら強調してマイナスイメージを植え付けてしまうと、家族に薬物乱用者がいたとしても、知り合いが薬物に手を出したとしても、先生や周りに相談できない状況をつくり出してしまいます。社会が拒否したら、薬物に関わる人を頼ってしまい、悪い環境に戻ってしまうと警鐘を鳴らしています。

そう考えたときに、県の方針の厳正な処分、厳罰というのは相入れないものがあると思いませんか。三重県も、今般の社会情勢に応じて、各機関が連携して、その整備に入らないといけないと思います。いかがでしょうか。難波正樹警察本部長にお伺いしたいと思います。

**○警察本部長（難波正樹）** 警察としましては、法と証拠に基づいて、薬物事犯を含めた犯罪検挙に向けて対処しているところであります。

取締りを通じて薬物乱用防止に資する面があるものと考えておりますが、一方で、取締りのみで乱用者の抱える問題全てに対処できるわけではないと認識しておりますので、関係機関と緊密に連携しながら問題に対処してい

たいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございます。

いじめ、貧困、障がい、精神的虐待による社会的孤立、社会からの疎外感、排除されている人が自己治療的に薬物に頼ってしまい、検挙され、執行猶予のときにその人を支援するシステムがこの社会の中に十分に構築されているとは言えません。自己責任論が蔓延していて、自分から助けを求めないと支援はもらえない申請主義社会ですよね。

世界では薬物は非刑罰化の流れであり、国連は薬物乱用者を処罰するなどという声明を出しています。処罰している国は、日本とアジアの1つの国ぐらいです。

薬物乱用者は訴える人がいませんので、刑法で裁かれるのではなく、特別法犯となります。警察は検挙だけであって、検察が処分を決めるから、処分というところはノータッチかもしれません。

この社会の中で薬物に手を出すしかなかった、その状況をつくったのが社会なのに、何で犯罪者扱いなんや、その認識はいかがなものか、ある意味、被害者ではないか、本人ではなく周りの人間が考えないといけないことやないかという意見があります。

警察が被害者を捕まえている。1回捕まえた人を2回も3回も4回も5回も繰り返し捕まえている。誰もが不幸なこんなこと、もうやめませんか。

そこで、810番、ハート番ダイヤルの設置を提案します。病気になったら119番、事件・事故は110番。心が病んでもう助けてというときにかける24時間対応の電話です。これで、薬物に手を出した人を保護するのです。

厚生労働省のよりそいホットラインという24時間対応の電話がありますが、知っている人はどれだけいるのでしょうか。これは10桁の電話番号で、覚えられない。知らないし、覚えられない、最悪です。三重県の薬物乱用防止の相談ダイヤルに電話をかけてくる人は、ほとんどいません。自己責任、検挙、厳罰がそうさせていると言えます。

このハート番ダイヤルで、世間の風潮を、個人の責任から社会で考えていけないといけないというものにシフトしていきます。

心の相談電話は幾つもあります。認定NPO法人チャイルドヘルプラインMIEネットワークのこどもほっとダイヤル、チャイルドライン、いのちの電話、LGBT相談電話、子ども110番など、このほかにもあると思いますが、そこをコーディネートする頭がいません。810番、ハート番がその頭になる。苦しくなったときに県民の誰もがハート番にかければ、様々な専門家や団体、医療、福祉につなげてもらい、その支援が受けられる。生きづらくなった子ども、大人の一点の光となると思います。

ただ、精神科、児童精神科の医療体制の整備は同時に必要不可欠なことですが、一見知事はその整備に乗り出しています。子どもを守り、社会全体で犯罪者を生まない三重県づくり、長い目で見れば様々な面でメリットがあると思います。必要な政策提案だと思いますが、どうでしょうか。

今、私の提案に対してジャッジをした人が、この執行部の皆さんの中にどれだけいるのでしょうか。所管だから関係ないという無関心、できない理由を思い浮かべる、上から目線で眺める、これではこの議会はよくなるらない、県民のためにならない。そうじゃないかもしれません。そうじゃなかったら申し訳ないんですけれども、もしそれがあるとするならば、県民のためにならないと思うんです。

一見知事、810番の設置の御検討をよろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

**○知事（一見勝之）** 人間は弱い生き物です。誰もが、いや、誰もがではないかもしれませんが、死というのを考えたことがあるんじゃないかと思います。高度に精神構造を発達させた人類は、残念ながら自らを傷つけてしまって、自死をする生き物であります。でも、よく考えてください。高度に精神性を発達させているんです。そんな人は死んだらあきません。皆さんは誰かの大事な子どもであって、誰かの大事な親であって、誰かの大事な兄弟姉妹であります。あるいは、誰かの大事な恋人かもしれません。そんな人は死ん

だらあかん、そう思います。苦しい気持ちになる人、それは誰もそうです。そのときに相談ができるというのはとても大事です。

警察機関で5年間働いた私は、法に基づいて法を執行するということの重要性、大事さも分かっているつもりです。ただ、罰だけでは人は動きません。今、日本に法律があるなら、それを守らなあかん。それが、ある意味抑止力になっているところもあるかもしれません。一定のところからでもその人に寄り添って、そして更生させる、それも大事だと思います。それが7月の黄色い羽根運動であります。

一つ一つ何ができるかを考えていく、それが、今回のみえ子どもまるごと支援パッケージが一つの答えであると思います。この答えは完全なものではありません。これからもいろんなものを変えていき、新しいものを追加していかなあきません。このパッケージは、赤ちゃんやちっちゃな子を守るためだけのものではありません。

国児学園も建て替えをします。この間も、国児学園の子どもたちの作品展に行ってきました。一生懸命、説明してくれました。本当に立派な作品です。三重県の子どもたち、そんな立派な作品を作っている子どもたちを、我々大人が見捨てたらあかんと思います。ちゃんとしたところで生活をしてほしい、ちゃんとしたところで学んでほしい、そう思います。

それは、国児学園の子どもたちだけではありません。三重県の子どもたち、成人になっていない人たち全員です。いや、成人になっても、我々三重県人で助け合っていく必要があると思っております。

電話のお話をいただきました。810番、非常にいいアイデアであると思います。一つ御批判を申し上げるとすると、119番、110番、海のもしもは118番、海上保安庁118番というのもございます。これだけ、一つ覚えておいていただければと思います。

私は、言葉が話せない方の思いをどうやってつないでいくかという、これを国土交通省でやっていたことがあります。電話リレーサービスというものであります。これはバリアフリーの一環として、私は国土交通省でやってお



りました。なかなかハードルが高いんです。この電話番号を設置するときにも、電話会社がなかなかうんと言ってくれない。何とかならんやろうかと日本財団から相談をされて、その仕事もやらせていただきました。

新しく810番をつくるとなると、これはかなりハードルが高いと思います。一つこれは御提案ですけど、厚生労働省によりそいホットラインございますね、先ほどおっしゃった10桁の番号、これは別に10桁である必要ないと思いますので、810番がええかどうか御議論はあると思いますけど、短い番号にするというのもやり方だと思いますので、これを提案していくということではいかがかと思います。

何にもせんというのはよくない。したがって、厚労省にこの番号を変えてくれませんかと言いにいきましょうということを申し上げたいと思います。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 知事、ありがとうございます。

全ての子どもたちを豊かに育てるためには、たった1人を救うことだと、川口議員と共に玄秀盛さんから学びました。今、知事の愛のメッセージ、たった1人の生きづらい子どもに届くことを願いたいと思います。

社会的に弱い立場に置かれているたった1人を救うその過程で、必ずやるべきこと、物事の本質が見えてきて、100人を救う道筋ができる、ステレオタイプでは誰も救えないとの玄さんのこの視点、とても重要だと私は思います。

次に行かせていただきます。

2番、「子ども食堂」の取組についてに入ります。

子ども食堂は、御承知のとおり全国に広がっています。その認知度は、ポケモン82%に対して子ども食堂84.4%。その運営資金ですが、公的資金は2%で民間資金は98%、民間資金の95%が寄附。2018年時点では全国に2286か所だったのが、2022年には約3倍強の7363か所となり、急速に拡大をしています。

子ども食堂の実際ですが、子ども専用は4%、生活困窮者限定は5%、多

世代交流が主たる目的57.8%、高齢者も参加62.7%、参加に条件がないが78.4%になっていて、子どもをど真ん中にした地域のにぎわいづくり、多世代交流の地域の居場所となっています。

このスライドをご覧ください。（パネルを示す）鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部では、サンコーSP株式会社と協働し、食物栄養学専攻の学生が監修し、栄養バランスが整ったおいしい食事を子ども食堂で提供して、子どもたちに安心して遊べる居場所を提供し、子どもたちや保護者の皆さん、地域の方やボランティアの学生が世代を超えて遊び、語り合える多様な体験の機会を設けようと動き出しています。

県としても、これまで多くの子ども食堂の立ち上げや支援、側面サポートに取り組んできていると思います。その取組の成果や課題をお伺いしたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中村徳久）** 子ども食堂への支援の成果と課題、また、今後の取組についてお答えします。

子ども食堂をはじめとする子どもの居場所は、コロナ禍においても着実に増加しています。三重県においても初めて102ということで、100を超えました。一方、令和3年度に実施した運営の実態調査では、スタッフや活動場所の確保、活動資金の調達など、課題を抱えていることも分かっております。

そのため、令和4年度は、子どもの居場所の継続的な運営に向けたアドバイザーの派遣であるとか、活動中の子ども食堂等でのインターンシップの受入れなどを行うとともに、居場所を支援したいと考える企業・団体からの申出を子どもの居場所へつなぐマッチングに取り組みました。

また、子ども食堂への運営補助に加えて、学習支援であるとか体験活動など、子どもの居場所の活動を幅広く支援するための補助金を新たに創設したところ です。

こうした取組を通じまして、地元企業からの備蓄食品の提供や学生服をリユースする際の補修の協力などのマッチングが成立するとともに、地域に親

しまれるお寺の活用であるとか、鳥羽市の答志島では地元住民と地域おこし協力隊の連携による子どもの居場所づくりなど、各地域で特色ある活動が行われています。

答志島の事例を少し紹介するんですけど、島の風習であります寝屋子制度も参考にしながら、島の空き店舗を改装して子ども食堂を開設するとともに、改造リヤカーで島内を移動するカフェを開くなど、アイデアあふれる試みも出てきています。こうしたことから、他の地域でも活動の参考となるよう、令和5年2月に事例発表会を行い、広く共有を図ったところです。

令和5年度は、これまでの支援に加えて、新たに飲食店を対象にしたモデル事業を行います。食を提供するための設備や人材、ノウハウを持つ飲食店に子ども食堂への参入を促進し、新たな子どもの居場所となっただけできるよう支援していきたいと思っております。

また、子どもの居場所運営団体によるネットワークであるとかが県内各地で形成されつつある中、その活動を一層支援するため、国や県、民間団体の支援情報の紹介や子どもの居場所づくりに参考となる事例の共有などを、さらに充実していきたいと思っています。

今後も、身近な地域で子どもの居場所が広がり、継続的な取組となっていくよう、市町や地域住民、企業、団体、学校、社会福祉協議会などと連携して、しっかり支援してまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

国なんですけれども、こども家庭庁によって総合調整機能を発揮して、この子ども食堂というツールを生かして、総務省ではにぎわいづくり地域活性化、農林水産省では孤食対応、厚生労働省では高齢者の健康づくりと子育て支援や虐待予防、内閣府では貧困対策を、それぞれがそれぞれで仕掛けていく計画を持っています。子ども食堂を一つのアイテムとしているということです。

そこで、一つの子ども食堂パッケージを御提案したいと思います。

(パネルを示す) 自作です。この子ども食堂事業、どうでしょう、もう本当に延べ50人、60人の方と意見交換を1年間してきて、ここにたどり着きました。

休日に各種団体が子ども体験活動を開催します。体験が終了したら、子ども食堂をやっている店舗のチケットをもらいます。体験した子どもたちと引率の保護者は、そのチケットの店舗を訪れて提供される食事を取りながら、参加者同士で体験会の感想等を交流し合って親睦を深めます。子どもの体験活動と店舗型子ども食堂のマッチングです。有機農家とも連携して、有機野菜、有機米の出口に子ども食堂がなっていくということです。

子どもよし、保護者よし、寄附する人よし、飲食店よし、有機農家よし、そして、地域環境が解決されていきますので、地域よしということになります。

イノベーションを起こす。三重県においても、各部局が子ども食堂というアイテムを使って、ともいき、共生社会ですね、ともいきをつくるのです。外国人とのともいき、障がい者とのともいき、子育て親とのともいき、子どもと高齢者のともいき等を、民間団体と手をつないでつくっていく。三重県発信ともいき子ども食堂まつりというのはどうでしょうか。

と言いながら、実はまだ私の中でじっくりきていない部分があるんです。アナログ感のあるともいき子ども食堂まつりを洗練されたものにしていくために、私はこの政策提案をどうしても最高デジタル責任者田中淳一さんに聞いてみたい。よろしいですか。お願いします。

**○最高デジタル責任者(田中淳一)** 私ごとで恐縮なんですけれども、実は私、16歳で親元を離れて自立をした経験がございまして、未成年者が孤独とか孤立してしまうことの大変さについては、少しは分かるつもりしております。

また、子ども食堂が、子どもの食事の場というだけではなく、多様な世代が交わって混ざる場とすると、そして子どもが社会と接続し続けるということは、自分自身の経験を思い返しましても、その重要性を感じるところでございます。

先ほど御紹介のありました、ともいき子ども食堂まつりについて、私個人としての感想ということでございますので、御答弁させていただきたいと思いますが、この仕組みでは、まず体験とチケット配布、それから交流、寄附といった区分けができるかと思えます。

このうち体験については、例えばバーチャル上の体験イベントなども可能かも分かりませんし、また、寄附については、これは渋谷区SDGs協会の事例なんですけれども、NFTで作成したシールを配布することで、子ども食堂への寄附を募るといった事例もございます。

また、デジタル上でコミュニティを運営できるようなツールも最近たくさんございますので、例えば支援者同士のマッチングであるとか、あるいは交流にも役立てられるかもしれません。

チケット配布については、子どもたちが当事者でございますので、それぞれの子どもの環境について考えますと、現時点ではむしろアナログな形のほうが有効なのかもしれないなとも思います。あくまでも私個人の感想でございますけれども、以上でございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 田中さん、ありがとうございます。

アナログ派ですので、ちょっと理解するのに時間がかかりますので、また御相談に上がりたいと思います。よろしくお願いします。

次に行かせていただきます。

三重県スポーツの未来、（1）中学校における学校部活動の地域移行改革について～コミュニティ・スクールの活用を～です。

県はこれまでモデル校を設置して、休日の部活動の地域移行に係る実践研究を行い、部活動のあり方検討委員会で課題をあぶり出し、その対応を協議されています。

私も2年前から、地域の保護者、ジュニアスポーツ指導者、中・高の顧問の先生から声を聞き、1年7か月前に松阪モデルとして地域クラブをNPO法人の方と立ち上げて、その後、県や市の教育委員会や保健体育課、地域連

携部スポーツ推進局の方々、そして、三重県中学校体育連盟の役員、競技団体の方と意見交換を重ねてきました。

私の取組は、ベースボール・マガジン社のソフトテニス・マガジン、(実物を示す)これなんですけれども、これに5ページにわたり特集していただきました。それは、全国紙なんですよ、この雑誌になぜ特集されるかなんです。

この改革が成功しないと競技人口が減り、団体そのものの存在が危うくなるからです。非常に大きな危機感を競技団体は持っています。何としても成功させなければならない、競技団体の方は皆そう思っています。

この改革の成功とは何なんでしょう。今、未来に夢や目標を抱き、自分が選んだ部活動を地域移行してもやることができる。貧困、障がいなど、社会的に弱い立場に置かれている子どもが今と同じように部活を楽しみ、目標や夢を描き、様々な体験を通して人生を豊かに彩っていける。トップアスリートを目指している子どもは、よりレベルの高い環境に身を置いて夢に近づいていける。ジュニアスポーツの体験の在り方を見直して、個の適性に合った競技スポーツ、芸術文化が選択できるというように、裾野を広げて生涯スポーツ、芸術文化を推進するとともに、トップアスリートを養成し、三重県の競技力向上に寄与する。これが成功ではないかと思えます。

三重県スポーツ協会の村木理事長は、子どもの元気、躍動、笑顔を思い浮かべ、スポーツというツールを使って、地域の元気づくり、明るい未来づくりのために、県としてのスポーツ推進計画を早急にみんなで議論してつくるべきだと言われました。

ここで、私がたどり着いた改革案を御提案します。

土日の学校部活動を看板だけ地域部活動に変えます。そこで問題になってくるのが指導者です。学校の先生がそれを担うということではなく、そこを白紙にして、処遇、待遇などの環境を整えた上で、主体的に指導者登録する先生方を募ります。

指導者が足りないところは、競技団体や地域の方に頼るしかありません。

一番の問題は、そこの調整役を誰がするのかです。指導者の確保ができれば、登録や管理、運営などの事務が発生してきます。看板だけ変えた地域部活動の中の一つの運動部や文化部が、指導者がいなくて成立しないというばらばら感が生じてはいけません。

なので、中学校単位で、学校を一つそのまま地域連携部が進める総合型地域スポーツクラブにしてしまいます。そうすることで運営母体が一つになりますので、ばらばら感はなくせると思います。

最大の問題は、この運営をどこが担うのかということになります。学校に背負わせるのは、働き方改革の側面、今の現場の人手不足という深刻な状況から考えても、そこに持っていくのはあり得ないことであり、この改革の趣旨に鑑みても本末転倒です。

私は、中学校単位で学校を核とした地域づくりをしているコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会、以後CSと呼びますが、このCSがこの事業を担うことはできないかと考えます。

スライドを見てください。（パネルを示す）学校を核とした地域づくりが躍進するチャンスだと思いませんか。どうしたら担えるのかを、CSを頑張ってみえる方々と行政が十分な協議を重ね、その条件整備ができれば担ってもらえるのではないかと私は思っています。

令和5年度、いよいよ地域移行が始まります。令和7年度までの3年間となりますが、初年度の移行に当たっての私の政策提案についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

**○教育長（木平芳定）** 中学校の学校部活動の地域移行について御答弁申し上げます。

中学校の部活動は、市町ごとに中学校の数や生徒数、部活動の種類などが様々で、受皿となり得る団体や指導者も異なる状況にあります。

このため、県教育委員会では、令和4年1月から市町との定期的な協議の場を設けて、各市町の取組状況や課題などを共有し、意見交換を重ねていま

す。また、御指摘がありましたけれども、モデル校での実践研究における課題や解決策なども市町に共有しているところです。

各市町においても、教育委員会、スポーツ・文化担当部署、中学校や地域の関係者などから構成される協議の場を設け、地域の実情に適した方法を議論し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう進めていただいているところです。

地域移行の課題は様々ありますけれども、いろいろな種類の部活動の受皿や指導者をいかに確保するかというのが重要です。

このため、県教育委員会では、日本スポーツ協会が認定している指導者リストを取りまとめ、市町に提供するとともに、来年度は指導者養成研修を実施する予定です。また、スポーツ推進局の協力を得て、様々なスポーツ団体に地域移行に係る説明会を行い、協力をお願いしているところです。

中学校単位での取組とコミュニティ・スクールの活用についてですけれども、地域移行の進め方として、種目別や学校単位など、いろいろ考えられますが、学校単位で進めることは平日と同じメンバーで活動を行うことができ、平日と休日の連携や引継ぎも行いやすいため、円滑に進められる方策の一つと考えます。

また、その受皿は、総合型地域スポーツクラブや競技団体、スポーツ協会などのほか、学校と関係のある地域の団体なども想定されます。その中で、コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々が学校の運営に参画し、地域の特色や資源を生かした教育を行うものです。このため、コミュニティ・スクールを受皿とすることは、既に協力体制が整っている組織や人材を活用でき、新たな人材が必要な場合にも協力が得られやすいものと考えます。

今後ですけれども、今後とも市町とコミュニケーションをしっかりとって、各市町の進め方や課題を把握し、課題についてどのような対応が取れるのか、共に検討し、取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。



学校部活動を看板だけ地域部活動に変えて、その指導者の確保という問題にも令和5年度、しっかり取り組んでいただくと。その中で一番、私が課題として挙げたその運営母体をどうするのか、総合型地域スポーツクラブとしたときに学校丸々その運営母体をCSが担うという御提案に対して、前向きな答弁をいただいたのではないかと捉えさせていただきました。

一見知事、私はこのコミュニティ・スクールに大きな可能性を感じています。

松阪市の掃水小学校のコミュニティ・スクールは、令和4年度は17事業を行い、延べ250人を超える地域の方々が事業にボランティアで関わりました。これには、登下校の見守り、交通指導は含まれていません。

子どもに危害を加えるという犯罪予告があったときは、学校からの要請に応じて、子どもの安全を守るために必要な立哨場所19か所に、次の日の朝、19人の地域のおっちゃん、おばちゃんが立ちました。要請があったのは18時です。13時間後にはこの体制が敷けたということになります。何とコロナ禍の中で3年間、コーディネーターの方が進められたんですけども、ボランティアの登録数は何と100人を超えたということです。

しかし、これがこの先未来において持続していくのかと問われたら、そうとは思えないという答えが返ってきました。その理由を聞くと、学校に地域ボランティアを紹介するのがCSの活動だと勘違いしている関係者が多過ぎる。特色ある学校づくりという大きなテーマを持ち、その実現のため課題解決に向かって展望を持ち、取り組むことができていないという理由ですね。

CSの運営主導権が曖昧で、ボランティア精神に頼っていることもあり、地域間格差、学校間格差、いろんな人との温度差があるということなど、課題は山積しているということです。てこ入れが必要です。

高間総務部長は、以前に、お金がないから事業ができないのではない、その事業の必要性、可能性が重要で、三重県民の未来にとって真に必要な施策であれば予算はつけると言われました。しかし、このCSの事業にはほとんど予算がついておらず、ボランティア精神で運営されています。何でこんな

予算になるのか。シーリングの対象なんてあり得ない、って私は思います。

高間部長のせいではないので勘違いしないでほしいんですけども、子どもを守り育てるといふ県の最重要課題、地域連携部とタッグを組んだ三重のスポーツの未来がかかったこの事業となるならば、予算の充実をさせていくべきだと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（木平芳定）** 子どものための施策というのはいろいろあると思いますし、今の、例えば部活動の部分についても指導者をどうするか、あるいはコミュニティ・スクールについても地域と連携してどうするかという様々な観点があると思います。

その中で、学校の在り方とか関わり方というのも、その時々でやっぱり検討する必要があると思いますので、私は、市町ともよく連携して、子どものための手段とか方策は何がいいかというのを一番議論して、そのために必要な予算については教育委員会としてもしっかり要求していきたいと思っております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

**○2番（喜田健児）** ありがとうございます。

CSを実質動かしているコーディネーターの報酬は、年間7000円です。研修会に参加する旅費も出ない、CSの先進的な実践例を視察に行く予算すら組めない、CS通信の印刷代、インク代など細々とした事務費は全て個人負担、そんな状況にあります。この状況で、私は学校部活動を地域部活動に変えたときの運営母体をCSにお願いしたいなんて言えません。

こんな、競技団体がひっくり返るかもしれない、三重のスポーツの未来が落ち込んでしまうかも知れない、こういう大変な状況にあるここを救っていただくことになるならば、CSというところにしっかりとした異次元の予算をつけていくべきではないかと思います。ここを一つお考えいただきたい、要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。

最後に、（2）競技スポーツの推進についてです。

競技スポーツの推進においては、園児、小学生、中学生、高校生、社会人

と、カテゴリーにおいてその役割を担っていく系統立てた育成というものが必要不可欠です。

しかし、今の三重県の現状は小・中・高で練習に凸凹があり、一貫がありません。特に高校の先生方は、このことを危惧しています。

そういう意味においても、総合型地域スポーツクラブの立ち上げは重要で、裾野の拡大とトップアスリートの育成につながっていくと思われませんが、どうでしょうか。御答弁をお願いします。

〔山川晴久地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

**○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久）** それでは、私のほうからスポーツの裾野の拡大とジュニアアスリートの育成について御答弁申し上げます。

三重県のスポーツを推進していくためには、スポーツの裾野の拡大とジュニアアスリートの育成を両輪で進めていくことが重要です。

スポーツの裾野の拡大については、競技団体、スポーツ協会などが一定の役割を果たしているほか、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんが気軽にスポーツをすることができる総合型地域スポーツクラブの存在もあります。

現在、県内27市町において、67の総合型地域スポーツクラブが活動しています。その中で、津市、伊勢市、菟野町などにおいては、学校と総合型地域スポーツクラブが連携し、地域で複数のスポーツを選択できる機会を確保するという先進的な事例も出てきています。

こうした事例が広がるよう、引き続き、指導者の確保、運営団体の経営状況の改善に向け、さらなる質的充実を図ってまいります。

また、本県の競技スポーツを推進していくため、次代を担うジュニアアスリートの発掘・育成が重要であることから、県では、中長期的な視点でゴールドエンジェをターゲットに計画的に支援を行っているところです。

例えば、自転車競技やフェンシングなど競技人口の少ない競技については、新たな選手を発掘するため、スポーツ体験会の開催経費の一部を助成するなど、競技団体やチームの育成・強化活動を支援しています。

さらに、トップアスリートを効果的に育成するためには、優れた指導者の存在が不可欠であるため、ジュニアから成年までのそれぞれの年代で中心となる指導者を養成することにより、一貫した指導体制の構築に取り組んでいます。

その結果、令和4年度の高校総体においては、過去最高の入賞数となったほか、栃木国体では、アーチェリー少年男子団体やセーリング少年男子の阿部優二郎選手が優勝するなど、確実に取組の成果が表れてきています。

今後の取組としましては、現在、策定している第3次三重県スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの質的充実などにより、スポーツの裾野の拡大を図ります。

また、2026年に日本で開催されるアジア競技大会や2028年のロサンゼルスオリンピックなどでの活躍も視野に入れ、ジュニアアスリートの発掘・育成を計画的に支援し、競技スポーツの推進に取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

総合型地域スポーツクラブで裾野を広げていく、学校部活動、地域部活動、中学校単位でそれを総合型地域スポーツクラブにしていく、そういうことを考えたときに、いろんな可能性が見えてくると思うんです。

小・中・高の指導に凸凹がある。小学校は、ウイークデーも3日から4日ナイターをつけてやっている。土日は朝から晩まで。でも、中学校になると、土曜日の午前午後、日曜日の午前午後、この4こまの中で1こましか練習できない。でも、高校に行ったら、もう土日は丸々練習する。競技によって違いますけれども、こういう凸凹が今生まれてきている。

国体に向けての取組がありましたので、今はしっかりと競技力は保っているし、それを少しは維持できると思うんですけれども、この状態を放置すると三重県のスポーツは間違いなく私は落ちていくんじゃないかと思っております。

ですので、この総合型地域スポーツクラブ、各中学校単位でつくられたも

のを生かしながら、最大のピンチなんですけれども、それをチャンスに変えていかないといけないと思っています。

例えば、中学校の学校単位で総合型地域スポーツクラブができれば、小学生を呼んで、いろんな体験、いろんな種目、いろんな文化活動を体験させることができると思います。そういういろんなアイデアがそこに乗っかることができると思うので、ぜひその辺りも御検討をお願いしたい。難しいことは1人ではやってはいけないと思いますので、様々な人を巻き込みながら、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後に、市町に知事は異次元の子育て支援策のアイデアを募集しました。県政の両輪である議員にもアイデアを求めたらと思います。両輪と言いながら求められるのは少ない、私が4年間で感じたことです。そこには遠慮があるのか、あるとしたら本気ではない、本気の反対は遠慮です。

子ども・福祉部の所管であるその3億円、子どもを守り育てるとは、お金をばらまくことではなくて、その枠組みをつくることではないかと思います。

知事、最後に、1時間の感想も含めて、冒頭のたった1人の県民の思いや願いに答えてください。すみません、時間がなくて。よろしくお願いします。

**○知事（一見勝之）** 喜田議員の熱い質問を今日もいただきました。

通底するのは、そこに共通するのはただ一つ、三重県の子どもは三重県の大人、私らが守るということであると思います。

子ども食堂をこの間見てまいりました。様々な要望があります。それから、今、喜田議員がおっしゃったスポーツもそうやと思います。

子どもに対してどういうことをやりたいのか、これは自治体によって違うと思います。それで、今回の制度をつくりました。たかだか3億円ですけれども、市や町の考えによって、例えば子ども食堂に持っていくための車を買いたい、そういうのもあると思います。この間、そんな話も聞きました。

これは、市や町だけでありません。こういう質問の場で、ぜひ議員の皆さんからも御提案を頂戴したいと思っております。今後ともよろしく願います。

たします。

○副議長（藤田宜三） 申合せの時間が経過しました。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） これで終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時20分開議

## 開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。16番 田中祐治議員。

〔16番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○16番（田中祐治） 改めまして、こんにちは。

自由民主党会派、松阪市選挙区選出の田中祐治でございます。

本日最後の一般質問でございます。大変お疲れとは存じ上げますが、もうしばらくお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

今日はいつもの松阪木綿のネクタイに加えて、松阪木綿のマスクをつけてやってきました。この後、マスクを外して質問させていただきますが、もめんように穏やかに質問させていただきますので、どうか前向きな御答弁をお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたって質問さ

せていただきます。

まず初めに、小・中学校の統廃合について、お伺いいたします。

三重県の人口分布は偏りが大きく、児童生徒が増加し、新たに教室を増築している地域がある一方、児童生徒が大幅に減少し、学校の統廃合が進んでいる地域もあります。

文部科学省では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとして、学校教育法施行規則第41条、第79条において、小・中学校とも「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」と適正規模を定めております。

この適正区分について、松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会から、令和4年10月18日、松阪市教育委員会に答申が出されました。

答申では、最低限確保したい学校規模の下限の目安として、1学級20人程度とされました。この20人を現時点で既に下回っている、あるいは令和10年度までに下回ると見込まれる学校が対象となることから、小学校では36校中半数以上の19校が、中学校では11校中2校の名前が挙がっております。

ここで重要になってくるのは、将来を担う子どもたちの学びがいかに保障されていくか、地域の活力をいかに保っていくかが課題であると考えております。

この小・中学校の統合に当たっては、地域住民の理解も十分得ながら、その設置者である市町が主体となって進めていくことはもちろんであります。統廃合に伴う教育環境の変化の中で、児童生徒への適切なフォローのため、必要に応じて加配教員の配置等、市町に対して県が支援していく必要があると感じております。

そこで、お伺いいたします。

各市町教育委員会が行う小・中学校の統廃合について、県の関わり方を教

育長にお伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 小・中学校の統廃合に係る県の関わりについて御答弁申し上げます。

小・中学校の統合は、地域の実情や児童生徒数の推移などを考慮し、子どもたちの教育の充実という観点を大切にして、市町がそれぞれの状況に応じ、主体的に検討がなされるところです。

その際、文部科学省が示している公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引も参考にして、通学距離や通学時間など児童生徒への影響や、保護者や地域住民の声も丁寧に聞き、議論が進められていると認識しています。

統合に際しましては、学校間で異なる学習内容や学校行事、部活動などをどうするか、事前に協議し、整理する必要があります。

統合後には、児童生徒がスムーズに人間関係を構築できるよう、教育活動を工夫したり、家庭訪問や個別面談を通じ、児童生徒の状況把握に取り組んだりして、安心して学びを継続できる環境を早期に構築することが必要となります。

こうした課題について、それぞれの学校を運営しながら対応する必要があることから、県教育委員会では、統合となる学校への教員の加配を県独自の措置として実施し、学校の体制を整えてまいりました。近年、この措置が国において制度化されたことから、この制度を活用し、統合の前年度と統合1年目の2年間を基本に教員を加配して、学校の取組を支援しているところです。

また、統合により学習環境や生活環境が大きく変化することから、児童生徒が新しい学校で戸惑うことなく安心して学校生活を送れるよう、統合前の学校に在籍していた教員をできる限り統合後の学校に配置するよう努めているところです。

引き続き、小・中学校の統合に際しては、児童生徒が安心して充実した学



校生活を送ることができるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

統合の間、また、前後に関しまして、加配しての取組という御答弁をいただきました。

この統廃合なんですけれども、地域から学校がなくなるということは、もう地域の衰退、ひいてはこの地域の人口減少にも拍車をかける、そんなふうを感じさせていただいておりますし、また、山村地域を望んで都会から移住されている方もおみえになりますし、また、山村留学されるという児童生徒もおみえになるわけですから、あくまでも統廃合ありきではなく、地域の特性を考えながら、市町と、また、地域住民を巻き込んで、一緒に御協議いただきながら進めていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、2項目めの農林水産業への支援について、お伺いいたします。

まず、1点目の就労者の確保についてであります。農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査であります。

この農林業センサスを見ると、改めて課題が見えてまいります。（パネルを示す）これは、2020年農林業センサスの農業経営体の数であります。平成27年の農業経営体は2万6423戸だったものが、令和2年では1万8804戸と7619戸の減少、増減率はマイナス28.8%となっております。平成22年と比較すると10年間で56%まで減少し、基幹的農業従事者も10年間で3万4881人から1万8819人と54%近くまで減少しております。

（パネルを示す）この表は、年齢別基幹的農業従事者数を表したのですが、令和2年の基幹的農業従事者数は1万8819人で、5年前の平成27年の2

万7547人と比較すると8728人、率にして31.7%減少しております。また、年齢層においては、65歳以上が1万5258人と全体の81.1%を占めております。

本県の農業の展望を見ると、農業従事者の確保は喫緊の課題だと思われるわけですが、県は新規就労者の確保に向けてどのように取り組んでいるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 新規就農者の確保に向けた取組についてお答えいたします。

本県の令和3年度における45歳未満の新規就農者は165人で、近年は毎年150人程度で推移しております。

その内訳は、独立して就農する者が2割程度、農業法人などに就職する者が8割程度となっており、こうした新規就農者が着実に農業に定着できるよう、就農希望者への充実した農業教育と相談対応、独立して就農する方が定着するまでのきめ細かな支援、農業法人などに就職する方が働きやすい就労環境の整備を図ることが重要となっています。

このため、県では、農業大学校において、座学と実習のカリキュラムを通じて、より実践的な農業教育を行っているほか、就農希望者への相談対応として三重県農林水産支援センターと連携し、ワンストップ窓口の設置、就業・就職フェアの開催、大都市で開催される就農や移住に係る相談会での情報発信などに取り組んでいます。

また、独立して就農する方に対しては、農業改良普及センターが中心となり、地域における指導農業士や青年農業士と連携し、営農計画の策定を支援するとともに、栽培技術や経営に係る情報提供や助言、施設や機械を整備する場合の資金借入れなど、早期の経営安定と定着を目指し、支援に取り組んでいます。

さらに、農業法人などに就職する方については、働く環境の整備に向け、スマート技術の導入やワーク・ライフ・バランスへの配慮など、研修会を通じて経営者の意識啓発に取り組んでいるところです。

今後も引き続き、新規就農者の就農準備から就農開始までを支援する国の交付金の活用も進めながら、農林水産支援センターや市町、JAなどと連携し、新規就農者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組むことで、新規就農者の確保・育成を図ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな取組をさせていただいているというのは理解させていただきましたが、この取組で果たして農業従事者の減少に歯止めがかかるのか、それは一部疑問に思うところもございますので、今後の従事者の推移を見ながら、また改めて検証していきたいと思っております。

次に、2点目の農家の経営安定に向けてについてお伺いいたします。

人口減少や新型コロナウイルス感染症などの影響で米需要は低迷し、米価が大きく下落したことにより、米農家の経営は非常に厳しい状況にあります。

米価安定やコスト削減により経営の安定を図っていく必要がありますが、燃料、資材費等の高騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻により肥料価格まで高騰し、農業経営に追い打ちをかけております。

この肥料価格高騰を受け、国は、農業者が化学肥料の使用量を2割削減することを要件に、肥料価格上昇分の70%を補助する事業を昨年8月に措置いたしました。

昨年の9月定例会議におきまして、我が会派の服部議員の質問に対して、農林水産部長は、県においても農家の負担をさらに軽減するため、国が補填した残りの30%のうち、その半分を補填する事業を9月補正予算において提案しているとの御説明をいただきました。

このように、県は国の補填事業に上乘せする形で農家を支援していただいておりますが、農家からは、肥料の高騰に加えて肥料の品薄によって今年度分の全てが用意できるのか、不安の声も伺っております。

引き続き農家の負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。農家の経営安定に向けて、肥料価格高騰への対応状況は今後どのようにっていく

のか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、肥料価格高騰への対応状況についてお答えいたします。

世界的な化学肥料の需要増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアのウクライナ侵攻に伴う影響により、化学肥料の価格高騰が続いています。

このため、国では、化学肥料の節減に取り組む農家を対象として、肥料の購入代について、前年から値上がりした金額の70%を補填する肥料価格高騰対策事業を実施しています。

県でも、9月補正予算において、値上がりした金額の15%を上乗せ支援する事業を予算化し、支援に当たっているところです。

具体的な支援内容としましては、令和4年6月から10月までに農家が購入した秋肥について、土壌診断に基づいた化学肥料の適量散布、堆肥などの有機質肥料の利用拡大など、化学肥料の節減に取り組む約3800件の農家から申請があり、国と県を合わせて1件当たり5万円程度の支援を行う予定です。

また、今後は、令和4年11月から令和5年5月までに、農家が購入した春肥についても同様の支援を行うこととしています。

化学肥料の高騰は今後も続く可能性が高いことから、引き続き、国が行う肥料高騰対策の情報を注視し、的確に対応するとともに、今後は化学肥料の使用量を抑えた農業を促進するため、畜産農家における堆肥を使った有機質肥料の生産拡大、水田農家などにおける有機質肥料の利用拡大に向けた機械・施設の整備や有機質肥料を使った栽培実証に取り組むことで、肥料の自給体制の構築を図っていきたいと考えています。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

1件当たり5万円程度の支援ということで、引き続き御支援いただくということで確認させていただきました。

いろんなところでお話をしている中で、農業者も大変なわけでありませ

れども、やっぱり製材業者、そしてまた水産業者におきましても、電気代が2.5倍から3倍に上がっているというところで、もう経営が逼迫状態にあるというお話も伺いました。

県としても、今後、製材業者、また、水産業者等にも光を当てていただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、3点目の獣害対策について、お伺いいたします。

今年の1月31日に、山間部にお住まいの松阪市議会議員と、獣害被害で悩んでおられる4地区24自治会の代表者30名の方々と、県と市の職員を交えて、聞き取り調査を実施させていただきました。その調査結果に基づき質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

この鳥獣被害は、農業者、森林所有者にとって、経済的損失のみならず、経営意欲の減退、耕作放棄地や森林の荒廃など、被害額以上の影響があります。このようなことから、中山間地域の農業者は、防護柵の設置や地元猟友会に捕獲を依頼するなどの対策を行っております。

県としても、有効な対策を打つべく鋭意努力はしていただいておりますが、農林業者にとっては、有害獣の個体数の減少や被害の縮小の実感はなく、農林業従事者の高齢化もありまして、ますます危機感が高まっている状況にあります。

(パネルを示す) この図は、三重県内における野生鳥獣による農業被害額の推移ですが、令和3年の県内の野生鳥獣による農作物被害額は、イノシシによる被害が最も多く、次いでニホンジカ、ニホンザルとなっておりますが、この3種で被害全体の93.5%を占めております。

また、農作物全体の被害金額は、平成23年の4億9700万円をピークに年々減少傾向にはありますが、令和3年度でも約1億5400万円の被害が発生しております。

そこで、お伺いいたします。

県は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の第13次鳥獣保護管理事業計画の中で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては計

画的な管理を行うとともに、必要なモニタリング調査等を実施する、とありますが、このモニタリング調査は誰がどのように行うのか、それぞれの個体数についても調査されるのか、そして、どのタイミングで公表されるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、鳥獣被害のモニタリング調査の内容や結果の公表方法について御答弁いたします。

農林業被害が大きいニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、獣種ごとの管理方針を示した第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲などの促進により生息数の管理を進めています。

事業計画に定めた生息数管理に必要なモニタリング調査について、ニホンジカとイノシシでは、県が市町と連携しながら、国の指針に基づき、捕獲頭数や狩猟者の出猟報告に基づく目撃頻度から推定する生息状況などを調査しています。また、ニホンザルでは、集落の協力を得て、アンケートによる被害状況や発信機による群れの生息動向を市町が調査し、県がその結果の取りまとめを行っています。令和5年度からは、被害が著しく群れの生息状況が把握できていない市町において、県が実施する委託事業により、専門家による目視や聞き取り調査を行うこととしています。

一方、調査結果については、毎年、速やかに関係市町に情報提供するとともに、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画改定のタイミングで公表しているところです。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

調査におきましては、市町が専門的な調査を行うというような御答弁をいただきました。そしてまた、公表のタイミングは、毎年市町に報告していただくということで、確認させていただいたところでございます。

そして、このモニタリング調査を今後どう生かしていくのかというところですね。あと、保護と捕獲というのは全く相反するものですが、どの

ようにコントロールされていくのかというのを、改めて農林水産部長にお伺いいたします。

○農林水産部長（更屋英洋） モニタリング調査の結果につきましては、イノシシやニホンジカでは、県が作成し市町に情報提供する獣害マップの基礎データとして活用することで、例えば、県内における野生鳥獣の生息状況の可視化、捕獲強化エリアの特定などに、また、ニホンザルでは、集落における追い払いや捕獲の効率的な実施に生かしており、こうした取組を着実に進めることで、市町の被害防止計画の達成につながっているところです。

一方、第二種特定鳥獣管理計画は、増え過ぎたことにより深刻な農林業被害を及ぼす鳥獣の管理を適切に行うための計画です。

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの3獣種についてそれぞれ計画を策定しており、引き続き、森林における生態系の保全にも配慮しつつ、農林業被害の軽減が図られるよう、市町などとも連携しながら、適正かつ計画的な捕獲に努めているところです。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） 生態系の保全も考えながら、バランスよく管理していただくという御答弁だったと思います。

そして、このモニタリング結果でありますけれども、松阪市にも一応確認したところ、なかなか県の情報が入ってこないというようなお話もございましたので、しっかりと連携しながら、今後の獣害対策に取り組んでいただきますことをお願い申し上げたいと思います。

（パネルを示す）この図は、侵入防止柵整備量の推移の累計でありますけれども、初めに示させていただきました、農産物全体の被害金額の減少には、図のような侵入柵の整備が進められたことが挙げられると思っております。令和3年までの侵入防止柵の設置延長は、2364キロメートルとなっておりますが、引き続いての対策が必要となっております。

（パネルを示す）この図は、これまでに整備した侵入防止柵の耐用年数を表したものです。侵入防止柵には、既に耐用年数を超えているもの、そして

耐用年数が迫っているものがあることから、侵入防止柵の更新が必要となっております。しかし、農業従事者の高齢化が進み、整備するにも人材不足が課題となっております。

県として、この侵入防止柵の設置・更新に向けてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

○農林水産部長（更屋英洋） 老朽化した侵入防止柵の更新についてですが、県では、野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町、JA、猟友会などで構成する獣害対策協議会と連携しながら、国の交付金を活用して、被害防止効果の高い侵入防止柵の整備を進めてまいりました。その結果、侵入防止柵の整備延長は、令和3年度末現在、累計で2364キロメートルとなっております。

しかしながら、県内の侵入防止柵は整備後10年以上経過したものが多く、老朽化が進むことでその機能が低下していることから、柵の状態に応じた計画的な補強や補修、更新が必要であると認識しています。

このため、県では地域の獣害対策協議会と連携を図りながら、侵入防止柵の長寿命化に向けて、維持管理に必要な体制づくりや、地域住民による柵の補強・補修技術の習得支援に取り組んでいるところです。

また、侵入防止柵の更新を要望する地域に対しては、計画の段階から整備に必要な調整や丁寧な事業説明を行っており、国の交付金を活用し、地域の実情に応じて整備が進むよう取り組んでいるところです。

今後も引き続き、地域の要望に沿った侵入防止柵の更新を着実に進めることで、野生鳥獣による被害減少につなげてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

地域の実情に応じて対応されていくということでございますけれども、地域としては、高齢化が進んで、材料を頂いてもなかなか設置できないというようなお話も伺っております。そこら辺も地域と連携を取りながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。



次に、4点目のカワウ被害対策について、お伺いいたします。

最近、名古屋城周辺の河川でボラが大量に発生して、そのボラを捕食に来たカワウによる名古屋城のふん害がクローズアップされております。皆さん方もニュースで確認されていることと思います。

(パネルを示す) このグラフは、全国内水面漁業協同組合連合会が、河川にて捕食しているカワウのデータを収集することで、カワウによる漁業被害の実情を推定したものです。内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数は、令和2年で5万1000羽であったことが推定されており、近年は増加の一途をたどっております。

カワウの胃の中の内容物を調べることで、カワウによる内水面漁業への被害状況が推定されます。内水面漁業の全国での被害額は、令和2年で94億円と推定されることから、1羽1年当たり18万円以上の被害があると見積もられております。

三重県内におきましても、毎年3万匹以上のアユを放流している大内山川をはじめ、各河川でカワウの個体数が増加しております。

(パネルを示す) これは榊田川で撮影したカワウの写真ですが、1羽ずつ数えますと500羽以上が確認できました。

(パネルを示す) この写真は雲出川のカワウのコロニーですが、ふん害によって樹木が白くなって枯れております。現在、カワウ被害に悩まされている名古屋城がカワウのふんによって白鷺城のように白くならないことを願ってやみません。

以上のようなことから、カワウ被害対策として、散弾銃による駆除やドローンを使ったドライアイスの投入による卵の駆除、テグス張り、ロケット花火等による飛来防止対策を行っておりますが、カワウ被害は減っておらず、これまで以上の対策が必要となっております。

(パネルを示す) このグラフは、令和3年のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの農業被害額と内水面漁業のカワウ被害額を表したのですが、ほぼ同額の被害金額となっております。

そこで、お伺いいたします。

環境省、農林水産省は、平成26年4月23日、カワウ被害対策強化の考え方を公表しておりますが、目標値として、内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数を10年後の2023年、すなわち今年の令和5年までに半減させる目標を設定しております。

しかし、三重県内の内水面漁業のカワウ被害は、目標値を設定した平成26年が3907万2000円、令和3年のカワウ被害額は4406万2000円と増えております。この状況をどう捉え、軽減に向けてどう取り組むのか。

そしてまた、県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象とした第二種特定鳥獣管理計画の策定を進めております。カワウにつきましては、広域的に移動することから、中部近畿カワウ広域保護管理指針に基づく計画的な管理を行おうとしておりますが、三重県において、カワウに関する第二種特定鳥獣管理計画を策定する考えはないのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、カワウ被害の軽減に向けた取組、それから被害に関する管理計画の策定についてお答えいたします。

内水面は、河川で漁獲される水産物の供給だけでなく、釣りをはじめ自然と親しむ機会を提供するなど、多面的な役割を果たしていますが、近年、カワウの食害の増加によりアユが減少しており、内水面漁業にとって大きな課題となっています。

県では、これまで、内水面漁協が取り組む有害鳥獣捕獲許可に基づく駆除、河川でのテグス張りによる飛来防止などの被害軽減対策を支援しています。令和4年度からは新たにドローンを活用し、巣にドライアイスを投入することで卵のふ化を抑止する対策を支援しているところであり、令和5年度からは対策箇所を増やしつつ、その効果を検証していくこととしております。

また、近隣府県との広域的な連携を図るため、中部近畿カワウ広域協議会に参加し、本県や各府県の取組を情報共有することで、より効果的なカワウ

対策につなげていきたいと考えています。

一方、カワウの被害防止に向けては、環境省が特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引きを作成しております。

県としましては、カワウ被害が顕在化している現状や早急に対策を望む内水面漁協からの御要望を踏まえ、まずは国の手引きに基づき、第二種特定鳥獣管理計画の前段階となる地域に合ったカワウの管理方針について、内水面漁連、自然保護団体、市町などと連携しながら、検討を進めていきたいと考えています。

今後、カワウによる被害状況の把握や対策支援の強化に努めるとともに、近隣府県との広域的な連携を図ることで、カワウ被害の軽減に取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

第二種特定鳥獣管理計画の策定も検討いただくという御答弁をいただきました。大変期待もさせていただいているところでございます。

そしてまた、さらなるカワウ被害対策に取り組むために、県内のカワウ対策関係者の組織化や協議会の設立に向けての御検討もいただくことを強く要望させていただきまして、この件はこれで終わらせていただきます。

最後の項目になります。

防災・減災対策について、お伺いいたします。

2月6日にトルコ南東部で発生した大規模地震により、多くの方々がお亡くなりになりました。亡くなられた方々には深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々には心からお見舞いを申し上げます。

また、早いもので、東日本大震災からもうすぐ12年が経過しようとしております。この地震での死者は、災害関連死を含め1万9675人、行方不明者は2525人に上りました。

トルコ南東部の地震では、トルコとシリアを合わせた死者数は、これをさらに上回る約5万人以上と報道されております。

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震におきましては、県内で最大約5万3000人の死者が生じるなど、甚大な被害が予想されております。

まず初めに、流域治水対策について、お伺いいたします。

近年、台風の大規模化や線状降水帯の発生により、全国的に水災害が頻発化・激甚化しており、今年度も8月の豪雨では北海道、東北、北陸地方が、9月の台風14号では九州地方、台風15号では隣の愛知県や静岡県で甚大な水災害が発生しております。

国土交通省は、気候変動の影響による降雨量の増加に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水への転換を推進しており、これらの取組をより一層推進するため、令和3年11月には特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行されました。

(パネルを示す) このうち、特定都市河川浸水被害対策法の一部改正により指定要件が拡充されたことから、この図で示した雲出川支流の中村川、波瀬川、赤川が、今年度中に特定都市河川流域に指定される予定となっております。

そこで、まず初めに、県は特定都市河川指定に向けた取組などを進めておりますが、改めてどのように流域治水対策に取り組んでいくのか、災害対応の陣頭指揮を執る一見知事にお伺いいたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事(一見勝之) 津市に志登茂川という川がありまして、私ら中学生のときによく氾濫していました。団地がまた水につかると。今は排水機場がよう整備されたので、志登茂川の氾濫もあんまり聞かんのですけど、そやけど、そのときと比べますと、議員から御指摘いただいたように、降水量が非常に多くなってきています。豪雨が多いです。

平成30年7月に、広島県、岡山県が豪雨に見舞われました。私も給水支援をする巡視船の激励に、広島県三原市に行きました。また、令和元年の東日本台風のときは、長野市の千曲川で浸水被害が出ました。このときもバス会社が浸水してしまして、バス車両が幾つか水につかりましたので、激甚災害

対策、激甚災害指定のために私も現場に行っております。

そのときに、同僚局長でありました水管理・国土保全局長が、社会資本整備審議会に諮問し、答申を得たのが流域治水の考え方であります。これ、どうということかという、河川区域とか集水域のみならず、氾濫域を含めた流域全体で対策をやっていこうというものでございます。

これは、特定都市河川浸水被害対策法、平成15年にできた法律でございますけど、これを令和3年5月、先ほど議員から御指摘いただいたように、関連法の改正で、それまでは町の中の河川、これを水の中に閉じ込めておくことから、流域で対応していこうということだけやったんですけど、町ではない地方の河川についても、バックウォーターの影響を受けるものについては、これは水の逆流ですけど、それについては、特定都市河川の指定が可能となりました。

今、議員が御指摘のように、国管理河川の中村川と波瀬川、それから県管理河川の赤川において、この指定をしようということで準備しているところでございます。

これに指定しますと、雲出川の堤防とか赤川の水門整備が推進されます。国としましては、予算の確保でしっかりやっていくと言っていただいていますので、指定のメリットはございます。あとは、土地の利用規制もかかってきますので、これはやっぱり地元、土地所有者の方々と十分調整する必要があります。ありまして、これも今しっかりとやっているところでございます。

いずれにしましても、洪水あるいは水被害によって住民が悩まされることのないように十分対応していきたいと、もちろん地元とちゃんと話をしながらということですが、そういうふうにはやろうと考えているところでございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

知事のこれまでのいろんな経験を踏まえて、御答弁をいただきました。そしてまた、住民が悩まされることのないように対応していきたいという力強

いお言葉もいただきました。

やはり知事には、県民の命や、また、財産を守るという責任があるのではないかと思っております。ぜひとも防災・減災対策にこれまで以上に取組をいただきますことをお願い申し上げたいと思います。

そして、先ほどバックウオーターという話も出ましたが、平成30年の9月定例会月会議において、岡山県真備町の災害事例を参考に、県管理河川のバックウオーター現象について一般質問をさせていただきましたところ、当時の県土整備部長からは、河川整備を実施または検討する101河川のうち、バックウオーター現象への対策が必要な河川が38河川あり、うち7河川が未対策となっております、との御答弁をいただきました。

あれから、4年5か月が経過いたしました。未対策であった河川のバックウオーター対策はどのような取組を行ったのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（若尾将徳）** バックウオーター対策についてであります、バックウオーター現象への対策としては、本川水位の影響を遮断するため、合流点への水門の整備や、バックウオーター現象による水位上昇に備え、支川の堤防を本川の堤防高と同程度までかさ上げするバック堤の整備などの対策があります。

本県においても、本川整備の状況に応じて、水門整備やバック堤の整備を行っております。

流域治水プロジェクトに河川整備が必要な河川として位置づけた68河川のうち、バックウオーター対策として完了していない河川は7河川ありまして、この7河川はいずれも本川の整備は実施しておりまして、バックウオーター対策として実施しているのは天神川と浅子川で、こちらについては堤防整備を行っております。あと、赤川と桧尻川については、国管理の本川整備に合わせて支川の水門整備に向けた取組を進めております。

以上4河川は、今整備途中でございますが、まだ着手していない河川が3河川あります。こちらについては、本川整備の状況や優先度などを考慮しな

がら、着手時期を検討してまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

まだ着手していないのが3河川という御答弁をいただきました。大きな災害につながる前に、少しでも整備を進めていただきますことを要望しておきます。

次に、2点目の、災害時の備蓄品について、お伺いしたいと思います。

三重県備蓄・調達基本方針によると、三重県地震被害想定結果における避難所避難者数26万7000人を基本とした上で、車中避難や軒先避難等の避難所外の避難者を考慮して、必要量を算出するとしております。

そこで、県の災害時の備蓄品の取扱いについてお伺いたします。あわせて、令和2年定例会において、速やかに段ボールベッドが供給できるように、北勢、南勢、中勢地域にある県の備蓄倉庫に合計500台の段ボールベッドを備蓄することを提案いたしました。その後どのように整備されたのか、防災対策部長にお伺いたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 備蓄の基本的な考え方と段ボールベッドの備蓄状況についてお答えいたします。

県では、三重県備蓄・調達基本方針を策定しまして、自助、共助、公助による備蓄の必要量と役割を明確にするとともに、食料や飲料水、携帯・簡易トイレなど、災害時に大量の需要が見込まれる物資や、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品を10の重要品目と位置づけ、県と市町が役割分担をして備蓄することとしております。

備蓄に当たっては、流通備蓄を基本としていますが、孤立集落の発生や物流機能の停止等の不測の事態に備えるため、セーフティーネットとして現物でも備蓄を行っております。

また、段ボールベッドにつきましては、床に直接横たわるよりも暖かく、体への負担やほこりを吸い込むリスクが少ないなど、避難所において被災者

の良好な生活環境を確保するための重要な資機材の一つであると考えてございます。

そのため、県では、令和2年8月に中日本段ボール工業組合と段ボールベッドの供給に関する協定を、また、令和4年11月には、株式会社サカイ引越センターと段ボールを活用した簡易ベッドの供給業務を含む包括協定を締結しまして、災害時に避難所を運営する市町において必要な量の段ボールベッド等を流通備蓄により供給することとしております。

あわせて、流通備蓄が届くまでの間に避難所で利用できるよう、令和2年度にアルミフレームの簡易ベッド1400台を購入しまして、県内5か所の広域防災拠点に分散して備蓄を行い、市町からの要請に迅速に対応できる体制も整備しております。

また、市町においても、令和2年度以降、現物備蓄や流通備蓄により一定量の段ボールベッドの備蓄が進められておりまして、県では、市町のこうした取組を地域減災力強化推進補助金により支援を行っております。

現在、国においても、国のプッシュ型支援の対象品目に段ボールベッドを含めており、その確保が図られているところでございます。

県としましては、引き続き、段ボールベッドを含め、災害時に使用する簡易ベッドの確保に取り組み、国、市町とも連携しながら、避難所等における被災者の良好な生活環境の確保に努めてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

流通備蓄を基本としながら、関係者と協定も結んでおられるという御答弁もいただきました。

そして、さらには、段ボールベッドじゃなくてアルミフレームのベッド1400台を備蓄していただいたという御答弁でございました。期待以上の御答弁で感銘を受けておるわけであります。

先ほど御答弁いただきました、備蓄箇所が5か所とおっしゃいました。大災害が起こった場合なんですけれども、もし道路が通行不能になれば、この



5か所の備蓄倉庫から各避難所に運搬するのに、輸送経路がなくなると運搬ができなくなるわけであります。特に、中山間地域におきましては、道路が1本だけで、土砂災害等によって長期間輸送ができない状況も想定されます。

県の備蓄・調達基本方針では、発災後3日間、必要な食料等を市町と共に備蓄することになっておりますが、道路網が寸断された場合、被災者への備蓄品の供給はどのように行うのか。そして、また、備蓄品が容易に供給できるよう、孤立が予想される地域には分散して備蓄する必要があるように感じますが、改めて防災対策部長に御見解をお伺いいたします。

**○防災対策部長（山本英樹）** 道路寸断等で孤立した地域への物資の供給についてお答えいたします。

県では、先ほど議員から御紹介がありましたように、広域防災拠点の5か所のほうに現物備蓄しておりますが、もし孤立地域が生じた場合は、基本的にヘリコプターによる輸送を考えておりまして、被災者に備蓄物資を供給したいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

**○16番（田中祐治）** ありがとうございます。

ヘリコプターによる輸送というのも考えるわけでありますけれども、やはり大災害が起こった場合、人命救助が優先されることから、ヘリコプターによる物資の輸送というのは恐らくかなり後回しになるのではないかと考えられますので、できましたら孤立が予想される地域には、備蓄品の量を増やしていく方向で御検討いただきたいと思いますけれども、それに対しまして御見解があれば改めてお伺いいたします。

**○防災対策部長（山本英樹）** 議員がおっしゃいますとおり、やはりヘリコプターは人命救助のほうも行いますので、一定、現物備蓄により避難所等に確保していこうということも大事だと思いますので、市町と連携しながら進めてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

**○16番（田中祐治）** ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では、時間のほうもあと5分となってまいりました。

次に、備蓄食料品のアレルギー対策についてお伺いいたします。

政府は、昨年の6月に見直した国の防災基本計画で、アレルギーに対応した食料の備蓄を自治体の努力義務として明記いたしました。

実際、過去の被災地では、自治体が備蓄していた非常食や避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応していなかったことから、アレルギーのある方が食料の確保に苦勞された、非常食を口にしたアレルギー体質の避難者が命の危険にさらされた事態も発生したとお伺いしております。中には、災害時にアレルギー体質であることから、避難をためらったケースもあるようでございます。

食物アレルギーがある方は、個人で備蓄等の対応を講じることも必要ではありますが、自治体による備蓄においても、食物アレルギーのある方への配慮は必要であると考えております。

そこで、本県の備蓄品のアレルギー対策について防災対策部長にお伺いいたします。

**○防災対策部長（山本英樹）** 本県の備蓄物資のアレルギー対応についてお答えいたします。

議員からもお話がありましたとおり、食物アレルギーについては、多種多様な食品が原因食品となり得るということで、それぞれの体質に合ったアレルギー対応の食料を災害時に速やかに準備することが困難ということもありまして、まずは各家庭でそれぞれのアレルギー体質に合った食料等の備蓄をお願いしているところでございます。

その上で、県としましては、市町から食物アレルギー対応の要請があった際には、流通備蓄において協定事業者にその旨を要請し、食物アレルギーに配慮した食料等を確保していくとともに、現物での備蓄にも努めてまいりたいと思います。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

**○16番（田中祐治）** ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

もう時間の都合上、これが最後になろうかと思えます。

災害備蓄品の有効活用についてお伺いしたいと思います。

食料や水、粉ミルクは期限があることから、食品ロスをなくすために、三重県では、食品ロスの削減と生活困窮者支援の同時解決を目的に、食品関連企業等とフードバンク活動団体や子ども食堂等との間で、食品の提供及び受け取りに関する連絡調整が容易に行えるよう、ウェブシステム、三重県食品提供システム、通称「みえ〜る」を令和2年度に開発し、令和3年7月から運用を開始しております。

食料品以外にも、乳児、小児用の紙おむつ、大人用の紙おむつ、また、生理用品等の災害時の備えも備蓄されております。これらに関しましても、無駄がないような仕組みづくりをお願いしたいと思います。防災対策部長に御見解をお伺いいたします。

○副議長（藤田宜三） 答弁は簡潔をお願いします。

○防災対策部長（山本英樹） 食料、ミルク以外の備蓄物資の有効活用についてでございますが、今年度においては、更新対象となった乳児用液体ミルクであるとか、乳児・小児用おむつについて乳児院のほうへ、大人用おむつについてはこころの医療センターへ、また、生理用品については教育委員会を通じ、県立学校に提供してございます。

今後、使用期限が近くなった備蓄物資を更新する際には、庁内連携の下、廃棄することなく有効活用を図ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

廃棄することなく、有効に使っていただくという御答弁でございました。

残り1分となりましたけれども、本当に今日、項目が多過ぎまして、はしょった質問になりましたけど、大変聞き苦しいところもあったかと思っております。

次回、またこの場で質問させていただく機会がございましたら、今度も

う少し精査して、もう少し突っ込んで話ができるような質問もさせていただきたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（藤田宜三） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分休憩

---

午後 3 時 21 分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第 2、議案第 3 号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に期限をつけて審査を付託されました議案第 3 号令和 4 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、去る 2 月 21 日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、2 月 24 日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明3月1日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時24分散会